

2 決算特別委員会(2015年10月・11月閉会中)における秋山文和県議の質疑

総括的事項(10月22日)

Q. 秋山委員

- 1 滞納税の徴収強化について、高額滞納の整理促進、預貯金や給与等の差押え、不動産公売インターネット公売、搜索等の取組で換価した金額と滞納額の年度間の推移はどうなっているのか。
- 2 県債の状況について、3兆7,783億円のうち58%が県でコントロール可能な一般債務、42%が臨時財政対策債を中心とした地方交付税算定の需要額の元利償還金に算入できるものになっている。臨時財政対策債の償還について将来にわたって国が財政措置を行う見通しなのか。実質的借金はずっと減り続けていくことになる見通しなのか。
- 3 県債の借入れは、春日部市のように銀行などに競争入札を実施し、低い金利の借金をしているのか。
- 4 事務事業の見直しについて、様々な部門で県が市町村に対して補助事業を開始するが、数年すると廃止になることが多く、市町村ははしごを外されるという経験をこれまで数多くしてきた。市町村は住民と直結しており、県の補助がなくなったから開始した事業をすぐに止めるわけにはいかない。市町村の背中を押すことはよいが、先の見通しを提示して、市町村が事業選択できるようにすべきと考えるが、どうか。
- 5 消費税について、平成26年度から消費税率が5%から8%に引き上げられたが、県有施設などの施設使用料、手数料などの県民負担額はいくらか。また、歳入や歳出における影響額はどうか。

A. 参事兼税務課長

- 1 平成26年度の換価額は、預貯金や給与などの債権で約2億4,000万円、不動産公売で662万8,000円、自動車や動産のインターネット公売合計で512万7,000円である。換価額の合計は約2億5,174万円である。高額滞納の整理促進について、200万円以上の高額滞納事案は、平成26年度9億4,239万円ほどあり4億1,534万8,000円を徴収した。滞納額の推移は、収入未済額の推移でお答えする。県と市町村で連携して収入未済額の圧縮に取り組んでいるが、過去5年では平成22年度に約365億円だったものが、平成23年度345億円、平成24年度313億円、平成25年度284億円、平成26年度250億円まで圧縮してきている。

A. 財政課長

- 2 臨時財政対策債は100%措置されるという約束のもとに発行している。今後も制度が続くものと考えているが、本来は地方交付税で措置されるものであるため、国に対して地方交付税で措置するようお願いしていく。一般の県債については平成25年度で頭打ちとなっており今後は減少していく。県債は負担の世代間の公平性や平準化を図ることが主旨であるが、今後、投資を伸ばしていくような場合には増加することも考えられる。
- 3 県では借入れが高額のため、市場公募債や銀行等引受けといった手法が用いられる。最低でも1回に50億円、場合によっては250億円から300億円の資金調達が必要であるため1社での引き受けは無理で、調達そのものができなくなるため、入札方式は県の資

金調達手段としてはなじまないと考える。

- 4 平成27年度当初予算では福祉部と市町村との連携がうまくいっていない事例があった。新規の施策については、関係団体と協議し、共通認識を持つことが重要である。平成28年度当初予算編成通知の中に、あえて新たに市町村との連携、役割分担や共通認識を持つことに留意するようとの記載を追加している。
- 5 歳入については一般会計では4,400万円強、オール県庁では約13億円の増加となっている。歳出については一般会計で約45億円強、特別会計を合わせると約46億円となっている。

Q・秋山委員

- 1 換価の合計額が2億5,174万円、高額滞納が4億円と答弁されたが、その差異について分かりやすく説明していただきたい。
- 2 給与差押えをかなり増やしたようだが、度重なる催告や予告の後に実施していると思われる。差押えに至る経緯はどうなっているのか。
- 3 臨時財政対策債は限度額まで発行するのか。
- 4 県は地方税法上では納税義務者ではないが、消費増税の影響とはいえ、あえて県民に転嫁をした理由は何か。

A・参事兼税務課長

- 1 換価とは、財産を差し押さえて公売や取立てを行った額である。高額滞納の徴収額4億1,500万円の中には、換価の額だけでなく自主的な納付の額も含まれているため、換価の合計額よりも高額滞納の徴収額の方が多いとなっている
- 2 納期内納税が原則だが、納期内納税してい

ただけない場合にはまず督促状を発送する。その後コールセンターで納税の呼び掛け、文書催告をしてもなお、納税資力があながら納税していただけない滞納者には、給与差押えなど徹底した滞納処分を実施している。

A・財政課長

- 3 臨時財政対策債は地方交付税の身代わりである。地方交付税は標準的な事務について措置されるので、それを下回る発行額にしてしまうと標準的な事務に対する財源を放棄することになりかねず、別の財源を用意することになる。可能性としてはあるが、現実的には考えにくい。与えられた財源の中で最大限事業を実施していく。
- 4 13億円のうち大部分は納税義務のある公営企業である。社会保障関連経費の安定財源を確保するため、広く薄くご負担をお願いしたい。

企画財政部（含 出納、監査事務局）関係

（10月22日）

Q・秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道（株）の経営再構築の支援内容はどのようなものか。また、同社に対する県の権利はどのようなものか。
- 2 水資源の確保について、安定水利権の割合が現在71%で、平成28年度の目標が100%となっているが、水の需要と供給のバランスは既にとれているのではないか。
- 3 全国知事会の活動の中で、上田知事が委員長を務める全国知事会地方行政体制特別委員会において、各党で検討されている道州制の

基本法案に明記すべき事項等について政党への申し入れを行ったとあるが、その内容を教えてもらいたい。

- 4 マイナンバーへの対応と情報セキュリティに係る費用はどのくらいか。また、今後の費用見込みはどうか。

A．交通政策課長

- 1 埼玉高速鉄道（株）は、平成27年1月に事業再生ADR計画を策定し、経営再構築を図った。この支援の内容は、金融機関に対する損失補償として約316億円、県の貸付金債権を資本に振り替える支援が約131億円で、これにより埼玉県の出資比率は49.3%となっている。

A．土地水政策課長

- 2 平成26年度の水利権量は毎秒26.8 m^3 で、うち安定水利権は毎秒19.1 m^3 、暫定水利権は毎秒7.7 m^3 となっており、水利権量の毎秒26.8 m^3 を上限に取水している。平成26年度の最大取水日の平均取水量は21.4 m^3 であり、日平均のため時間帯によっては、最大取水量はもっと大きくなる。そこで安定水利権を確保していくことは重要であると考えている。また、利根川水系の濁水は、平成に入って8回、3年に1回程度発生しているが、取水制限は水利権量に対してかけられるため、水利権量の確保が必要である。

A．企画総務課長

- 3 全国知事会においては、上田知事が委員長を務める地方行政体制特別委員会が中心となり国政の動きに合わせて道州制について議論

を行っている。平成25年7月の全国知事会議において、各党が策定する基本法案に盛り込んでいただきたい事項をとりまとめ、その後、政党に対する要請活動を行ったところである。要請の内容は、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」、「道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならないこと」、「道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならないこと」などを申し入れたところである。

A．情報システム課長

- 4 マイナンバーについては、平成28年1月から利用が開始され、平成29年から情報連携が始まるなど、段階的に施行される。業務手続の見直しなど制度的対応と、システムの構築・改修などシステム面の対応が必要となる。市町村についても同様であり、必要な支援を行っている。県庁LANの運用・セキュリティに係る費用は年間3億1,000万円程度である。今後も毎年、同程度必要である。

Q．秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道（株）に多額の利益が上がった場合は、どのように利益が還元されるのか。
2 水需要の推移はどうなっているか。濁水による取水制限があっても、既に供給量は十分バランスが取れているのではないか。
3 マイナンバーの導入費用はどのくらいか。

A．交通政策課長

1 埼玉高速鉄道(株)は、まだ再構築を行ったばかりのため、まずは経営の自立化を図ることが大事である。今後は設備投資・更新が必要になる。利益をどう還元するかは、もう少し経営が安定化した後に検討すべきと考えている。

A．土地水政策課長

2 水利権量は毎秒26.8m³で、そのうち安定水利権が毎秒19.1m³となっている。平成26年度の最大取水日の平均取水量が毎秒21.4m³であり、これでは安定水利権だけでは足りず、暫定水利権が必要となる。

A．情報システム課長

3 マイナンバーの導入費用は平成27年度で6億1,000万円程度である。

Q．秋山委員

埼玉高速鉄道(株)には県がほぼ半数に近い出資をしている。よって、自治体の支援を受けている事業者としてノーマライゼーションには最大限に協力することとし、障害者の福祉割引制度を是非導入していただきたい。その方が会社の利益にもつながると思うがどうか。

A．交通政策課長

割引制度の拡充については、埼玉高速鉄道(株)は民間会社でもあり、経済的負担を強いることは難しいが、県民の足としての役割もある。社会のニーズに合った対応を働き掛けたい。JRや東京メトロも精神障害者割引は導入してい

ない実態もある。割引拡充は、専門的知見のある国において、ガイドラインを作成し、事業者に提示していただくことも必要と考えている。

Q．秋山委員

JRは乗車券で割引制度を導入しているので、先の答弁を修正されたい。

A．交通政策課長

乗車距離が100kmを超える場合等において、JRには障害者割引の制度がある。答弁を修正する。

総務部(含 秘書課、人事委員会)関係

(10月26日)

Q．秋山委員

- 追加要求資料18「部局別年次休暇取得状況」について、直轄の7.5日は県土整備部の14.2日、会計管理者の14.9日と比べると約半分であるが、この原因をどのように考えているのか。また、全体では12.5日という低い取得率をどう改善するのか。
- 追加要求資料19について、年間における時間外勤務について、時間外勤務手当支給額の最高額と時間数が約677万円で910時間となっているが、なぜこのような時間数になったのか。また、過労死ラインは月80時間とされているが、これを超える月があったのか。
- 私立高校運営費補助について、平成26年度は48校、139億円余と対前年度は増えているが、生徒1人当たり単価では全国平均

の85%にとどまっている。私立高校に対する公民格差の解消に向けて今年度どのように努力してきたのか。また、今後はどのように計画しているのか。

- 4 女性管理職登用について10年後に20%が目標とのことであるが、4年間で2.3ポイントしか上がっていないことからすると、10年後は14%にしかならない計算である。女性職員は4割以上おり、女性管理職の登用は途上であると思われるが、女性管理職登用率の向上に向けた決意を伺う。
- 5 設計労務単価の引き上げが、現場で働く建設労働者にどのように反映されたか。また、若者の建設業界離れを防ぐための実効ある手立てをどう取ったか。

A. 人事課長

- 1 直轄の職員の年次休暇の取得が少ないのは、秘書業務を所掌していることから、急な来客等突発的な業務に対応する機会が多いため、自分のペースで仕事を進められず、年休を取得することが難しいことが考えられる。全体として年次休暇の取得を促進するための取組については、毎年、年度当初に会議を通じて年次休暇の取得について周知しているほか、ゴールデンウィークや夏期期間、年末年始に年次休暇を取得して連続休暇を取るよう通知している。今年度はゴールデンウィークに年次休暇を取得し、5連休以上の連続休暇を取得するよう通知した。その結果、年次休暇を取得して5連休以上の連続休暇を取得した職員は約64%であった。夏休みについては輪番制により連続休暇を取得するよう通知している。今年の年末については、12月28日が月曜日であるため、1日年次休暇を取得することにより9連休となる場合がある。この

ような連休となるパターンを具体的に示して取得促進を図っていきたい。

- 2 時間外勤務手当が最も多かった職員は児童相談所の医師で、児童相談所を巡回して児童の診察を1人で行っていた。医師の採用は困難な状況だが、平成27年4月に1人採用し、可能な限り業務を分担してもらうようにしている。今後、更なる医師の採用を検討するほか、外部委託できる業務がないかなどを検討していく。平成26年度に当該医師が80時間を超える時間外勤務を行った月は4回あり、その都度、人事課や部局の職員担当から本人に対して、時間外勤務の縮減について助言、指導を行った。
- 4 女性職員管理職の登用については、このままのペースでは20%を達成することは難しいと認識している。女性職員に対し、管理職になる意識付けを行う研修や人事配置、様々な環境整備などを積極的に図ることで、10年後の女性管理職20%を達成していきたい。

A. 学事課長

- 3 私学助成については、運営費補助と父母負担軽減事業と合わせて2本柱で取り組んでいる。平成26年度1人当たり単価の合計は33万6,332円で全国32位である。平成24年度は39位、平成25年度は33位と年々順位を上げ、充実に努めている。運営費でも、補助単価の伸び率は、平成26年度は1.4%で全国第17位、平成27年度は全国第13位と頑張っている。公私間格差が広がらないように運営費の配分においても、生徒納付金の高いところは減額し、低いところは加算するような仕組みを取り入れている。また、生徒納付金の値上げを行う予定の学校に対しては、丁寧にヒアリングを行い、その

必要性を確認するなどできる限りの抑制を指導している。

A . 入札課長

5 個々の労働者の賃金は把握していないが、建設労働者の賃金向上のためには、企業が適正な利益が得られる金額で契約することが重要である。県としては、極端な低価格での入札、いわゆるダンピング防止の対策として、最低制限価格の設定や低入札価格調査制度の運用を行い、安い価格での受注を防止している。また、建設業界の就労環境の向上のため、昨年10月から6,000万円以上の工事を対象に社会保険への加入を条件とした入札を行い、今年度からは対象工事を3,000万円以上に拡大した。将来的には県発注工事は全て社会保険加入業者でなければ受注できない制度とし、若年者が建設業界に入職しやすい環境を整備していきたい。

Q . 秋山委員

- 1 平成27年度から医師を採用したということだが、新たに医師を採用して2人体制になったということによいか。越谷児童相談所を訪問した際、医師が来ると非常に助かるという話を聞いており、時間外勤務の状況について早急に改善してほしいと考えている。今年度の当該医師の時間外勤務の状況はどうか。
- 2 運営費補助と父母負担軽減補助は、性格が違うと思う。運営費補助が低いと、例えば非常勤教員を雇わざるを得ない状況となる。父母負担軽減補助が増えているのはいいことだと思うが、トータルで32位は、まだ不十分である。今後、どうやって努力していくのか。
- 3 設計労務単価が引き上がっても、建設労働

者の実勢賃金に反映されていない。設計労務単価が建設労働者の賃金にきちんと反映できる仕組みづくりが必要であるが、どのように考えているか。

A . 人事課長

- 1 新たな医師を1人配属し、児童相談所の医師は当該医師と合わせて2人となっている。上半期は新たに配属した医師が事務に慣れていないことや、業務委託が進んでいないことから、時間外勤務の状況はそれ程変化はない。部局や本人とよく話しをしながら、下半期は時間外勤務の状況をしっかり改善していきたい。

A . 学事課長

- 2 両補助について性格が違うという意見を含め、いろいろな考え方があると思うので、今後幅広く意見を伺いたい。ただ、運営費に関しては、消費支出比率について平成18年度の104%から平成25年度は96%と改善されるなど学校の改革の取組は進んでいる。父母負担軽減補助については、県民の評判も良く全国的に子どもが減っていく中で埼玉県は定員を確保しているというメリットもあり、うまくいっている。今後とも、財政状況を踏まえながら運営費と父母負担軽減補助を合わせて、総額の確保に取り組んでいきたい。また、運営費については効果的な配分について、常に改善するところはないかどうか丁寧に考えながら内容の充実にも努めていきたい。

A．入札課長

3 全ての労働者の賃金については、労働関係の最低賃金法や労働基準法などの法令順守により対応するべきと考えている。

都市整備部関係（10月26日）

Q．秋山委員

- 1 行政報告書の「有料施設の利用者数及び稼働率」で、平成26年度に消費税率が8%に引き上げられたことを受けて使用料の値上げや高齢者に対する減免が縮小されたが、その2つによる影響額はいくらか。また利用者数の推移はどうなっているのか。
- 2 違反建築物の是正指導について、6,462件の巡回パトロールで違反是正指導を59件行っているが、違反是正の主な内容は何か。また、違反建築物の中にくい打ち違反が含まれていたのか。さらに、くい打ち偽装を発見し是正する体制となっているのか。
- 3 世帯数に占める公営住宅の割合が、47都道府県中で最下位となっている中で、なぜその割合を維持するという後ろ向きな方針としているのか。

A．公園スタジアム課長

1 消費税等の影響については、指定管理者の利用料金収入を過年度と比較することでその影響を見ることができると考えられる。平成26年度における有料施設の利用料金収入は県営公園全体で13億1,631万7,000円であり、平成25年度の14億418万1,000円と比較すると6%の減少となっている。利用者数の推移については、平成2

6年度については462万7,185人であり、平成25年度の516万344人と比較すると約10%の減少となっている。こうした傾向は個々の公園施設の状況等が大きく影響していると思われる。例えば、4公園にあるプールの利用者数を見ると、平成26年度は77万2,753人、平成25年度については94万6,935人で18%の大幅な減少となっている。理由としては、平成26年度は天候不順であったため利用者数が少なかったと考えている。これ以外に所沢航空記念公園では発祥記念館も含まれるが、全体として平成26年度の利用者数は31万8,475人で平成25年度の47万1,120人から31%減少している。これは平成25年度に開催した「ゼロ戦」の特別展が好評であったため、その落ち込み分があったと考えている。こども動物自然公園については、平成26年度の利用者数が72万7,404人で平成25年度の71万2,667人から約2%増加している。全体で見ても、特別に理由があるものを除き、平成25年度と比較して稼働率が10%減少している施設はない。消費税の影響というよりは天候や企画展などが利用者数及び利用料金収入に影響していると考えている。

A．建築安全課長

2 平成26年度の違反是正59件の主な内容は、「建築確認手続きなし」、「耐火基準に抵触」、「排煙基準に抵触」、「建ぺい率・容積率のオーバーや構造基準に抵触する事案」があった。59件の違反の内容には、くい打ち工事は含まれていない。くい打ち偽装の発見であるが、建築基準法では中間検査や完了検査が義務付けられており、埼玉県では施工業者から提出

された施工報告書や写真、チェックリストなどで検査している。しかし、提出書類には必ずしも杭が支持層に達したことを示す電流計のデータなどが含まれているとは限らない。また電流計のデータが提出されたとしても、差替えが行われている場合には発見は困難である。違反の是正体制については、違反が判明したものについて、施工者や設計者等を指導し、調査・検証及び必要な是正措置を指導している。

A．住宅課長

3 平成37年度までは県内の世帯数が増えていくと想定される。そうした状況に合わせて県営住宅を供給していくには、少なくとも県営住宅率の維持が必要である。なお、ハード面に加えソフト面の取組として、2年間で4回落選すると当選しやすくしており、人気の高い団地に限定しなければ複数回の応募で入居ができるようにしている。さらに、今年の10月募集からは、過去1年間の応募倍率を募集案内に掲載するようにしたため、倍率の低い団地を希望すれば更に当選しやすくなっており、少ない県営住宅の中で入居しやすくなっている。

Q．秋山委員

1 様々な要因があり、消費税の引き上げによる影響かどうか分からないということがよく分かった。答弁不要である。

2 くい問題の対応は非常に難しい。現場の施工にずっと付いていなければ対応できないということであり、対応が難しいことを明らかにするためあえて質問した。しかし一度くいの偽装があれば重大な問題となる。建築確認

が民間開放され、その当時から民間が確認することを問題視してきたが、行政としてくいの偽装に対して今できる最善の方法は何か。

3 平成37年度までは、世帯数が増加することであるが、県営住宅の供給量はどの程度必要であると考えているのか。

A．建築安全課長

2 くい施工に立ち会えば万全であるが、現在、国が元請業者の監視体制や、検査・報告制度、建築基準法の改正も含めて見直しを検討しており、国と連携して対応していく。

A．住宅課長

3 世帯数が増加する局面となる今後10年間は、建設と借上げ方式によって2,000戸弱の県営住宅を供給していく考えである。

下水道局関係（10月28日）

Q．秋山委員

1 公営企業会計基準が変わったとの話だが、改善点を分かりやすく教えてほしい。また、収益・費用ともに185億2,000万円計上したとのことだが、これは過去の補助金全て減価償却なのか、単年度のものなのか。

2 資料1の市町への維持管理負担金返還金費用32億4,400万円の皆減理由について、返還に至った経緯を含めて説明してほしい。

3 資料5の維持管理負担金単価であるが、各流域で大きな差がある。流域の成り立ちによって違ってくると思うが、市町の下水道料金に大きく関係してくる。低い単価で統一す

るという考えはないのか。

- 4 資料6に平成26年度に下水汚泥の放射能対策に要した経費が3億3,600万円あるが、過去に全ての経費は賠償金として東京電力から支払われているのか。4年半に累積する経費と補償額について伺う。
- 5 決算書33ページだが、現在流域下水道事業会計では、起債残高が912億2,077万3,920円あるが、このうち、一般会計が負担すると見込まれる額は797億1,761万841円とあるが、根拠について伺う。
- 6 環境負荷の低減のため、高度処理は必要だが、高額な投資が必要と思われる。現状と今後の実施計画について伺う。
- 7 処理水量は将来においては、漸減すると思うが、ピークはいつごろになるのか。

A. 下水道管理課長

- 1 減価償却費の方法が変わった点について、従来、減価償却の対象としなかった固定資産の補助金等充当部分について、減価償却を行うことになった。185億2,000万円増えているが、これは、平成26年度の減価償却費の補助金充当部分であり、単年度のものである。その他は、従来、資本に計上していた企業債を負債に計上することとなった。
- 2 平成22年度の公営企業会計移行後、黒字となっている流域の市町から黒字分を返還してほしいとの要望を受けた。そのため、平成22年度から24年度の流域別の収支状況を確認し、事業運営上必要な経費を留保した上で、平成25年度に関連市町へ返還した。
- 3 施設の老朽化に伴い、今後、改築更新費用などの費用の増が見込まれている。流域下水道事業は流域市町からの処理水量に応じた負担金により賄われている事業であり、処理原

価を下回る低い単価で統一した場合、一般会計からの多額の赤字補填がない限り事業の継続が難しくなってしまう。そのため、市町の負担を少しでも抑制するため、設備の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減などの取組を進めるほか、太陽光やバイオガス発電の取組を進め、市町負担金以外の収入を確保していく考えである。

- 4 東京電力に賠償を請求すべき費用は、放射能測定費用と焼却灰保管費用である。平成23年度は4億8,247万円、平成24年度は3億7,209万円、平成25年度は5億1,960万円となっており、これを平成23年度分は、平成24年に、平成24年度分は、平成25年に、平成25年度分は、今月、平成27年10月に請求している。実際に補償された額は、平成23年度分は平成25年12月に4億6,966万円、1,280万円は未納であり、平成24年度分は平成26年11月に3億4,548万円、2,660万円は未納であり、補償されなかった経費は人件費等であるが、近隣住民への説明会に係る人件費などである。県の主張が認められるよう、請求のたびに必要性を訴え、公開質問状を東電に送付するなど交渉を継続している。
- 5 企業債償還金のうち資本費として流域市町が負担すべき分を除いたものが、一般会計が負担すると見込まれる額797億円である。平成26年度末企業債残高は約912億円で、市町が負担すべき額は115億円で、その差額が797億円となっている。
- 6 荒川などが注ぐ東京湾では、富栄養化の原因となるチッソ・リンを削減するため、高度処理の導入を進めている。平成26年度末時点での高度処理化率は約17%となっている。今後については、高度処理のための施設の改造には、多大な時間と費用を要することから、

既存施設を活用し、運転管理の工夫により、水質の向上を図る「段階的高度処理」の導入を進めていく。なお、この効果は実証実験により確認されている。したがって、今後は、段階的高度処理を導入することにより、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに高度処理化率100%を目標として取り組んでいきたい。

- 7 今後の人口の動きと関係してくる部分もある。処理水量は平成32年度をピークに平成52年度には約10%減少すると見込んでいる。

Q・秋山委員

- 1 起債残高の関係だが、市町が負担すべき額115億円はどのような経過で起債されたのか。
- 2 東京電力から補償されなかった経費は他県でも同様にあるのか。
- 3 高度処理だが、春日部市はオゾン処理しており、大変きれいな処理水である。段階的高度処理はオゾン処理を施した数値まで改善されるのか。オリンピックまでに高度処理化率100%を目指すとのことだが、水質に問題はないのか。

A・下水道管理課長

- 1 下水道施設建設の際、企業債を起こして借入れを行う。その企業債の償還にあたり、国から交付税措置されない部分について、資本費として市町が負担している。
- 2 他県と情報交換を行っており、他県でも本県と同様に、請求した額と実際に補償された額に差額が生じているところである。情報交換の中で、後から補償が認められたような事

例があれば、情報共有していきたいが、現時点では難しい状況にある。

- 3 春日部市のオゾン処理だが、春日部市の汚水処理は中川流域下水道に接続しているため、中川水循環センターで処理している。なお、水質については、例えば、BODであれば10mg/L以下という目標を立てて進めている。

Q・秋山委員

春日部市は流域下水道未接続区域があり、そこでは尿をくみ取りしてオゾン処理までしている。それと比較して聞いているがいかがか。

A・下水道管理課長

県では、東京湾に流出する下水の量の40%を埼玉県が占めているため、東京湾への下水の流入を問題視している。通常の下水処理では処理することのできないチッソやリンが東京湾に流入すると閉鎖水域のため、赤潮や青潮が発生する。これを防ぐため、関連する流域の千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県で高度処理に取り組んでいる。そのため、県の概念では高度処理というのは、チッソとリンを取り除くことであり、委員お尋ねのオゾン処理は、色や臭いを取り除くものであり、目的が違う。オゾン処理とは比較する指標が異なってくる。なお、さいたま新都心の施設では、トイレ用水、いわゆる中水を、県が供給しているが、これについては色や臭いを取り除いており、県でもオゾン処理に取り組んでいる。

企業局関係（10月28日）

Q．秋山委員

- 1 水需要が漸減している現状を踏まえ、工業用水道事業及び水道用水供給事業の今後の水需要の見通しはどうなっているか。
- 2 平成25年度決算審査の改善事項についての措置状況で、「大久保浄水場の改善基本計画を策定しているところ」とあるが、その内容はどのようなものか。また、高度処理施設導入の際の国庫負担は見込めるのか。
- 3 消費税率が5%から8%に改正されたが、それが収入及び支出に与えた影響はどうなっているのか。
- 4 資料12にもある浄水発生土の放射能対策について、この年度の費用はどのくらいか。また、東京電力の補償はどのようになっているか。

A．水道企画課長

- 1 工業用水道事業に関しては、過去10年間の実績で年平均1.66%減少している状況である。平成38年度までの水需要の減少を見込んだ場合、予備力を含めた必要な施設能力としては日量20万 m^3 規模と見込んでいる。また、水道用水供給事業では、年間で0.5%減少しており、同様に平成38年度時点で、予備力を含めた必要な施設能力としては日量240万 m^3 規模と見込んでいる。今後、水需要を見据え、現有施設能力から余剰となる施設は、ダウンサイジングしていく。
- 2 高度浄水処理を導入する場合、オゾンプラス生物活性炭処理を追加することになる。基本調査では、これらの場内での配置や、既存の施設との調整等について検討している。また、大久保浄水場の浄水処理改善の費用は約

280億円の見込みである。国庫補助金はそのうち約2割の55億円程度を充当できる見込みである。

A．財務課長

- 3 消費税率改正の影響は、工業用水道事業会計の収入で約4,870万円の増、支出で約4,490万円の増、水道用水供給事業会計の収入で約11億8,870万円の増、支出で約5億4,470万円の増、地域整備事業会計の収入で約880万円の増、支出約6,200万円の増である。

A．総務課長

- 4 平成26年度に請求した費用は、平成25年度発生分になるが、保管費用が約7千万円、処分費用が約7億2,000万円となっている。このうち東京電力から支払われた賠償額は、保管費用は全額の約7,000万円、処分費用は約6億2,500万円である。処分費用のうち、まだ支払われていない約9,500万円については、100ベクレル以下の発生土の処分費用である。これについては、現在、東京電力と交渉中であるが、何とか支払っていただけそうな見通しとなっている。平成26年度に発生した浄水発生土の費用については、これから請求するものであるが、保管費用が約3,300万円、処分費用が約7億800万円である。

Q．秋山委員

- 1 施設のダウンサイジングは、直ちにではなく更新時に合わせて実施していくことでよいか。

- 2 高度浄水処理導入年度の見通しはついているのか。
- 3 消費税率の改正により水道用水供給事業会計では差し引き約6億円が企業局の収入として増加しているように見えるが、どのように対応しているのか。

A．水道企画課長

- 1 そのとおりである。将来の水需要の減少を見据えた場合、施設能力は余剰となっていく。一方、浄水場は、数万 m^3 規模の施設単位で廃止が可能となることから、時期を見据えて実施していく。
- 2 今年度実施している基本調査の内容を精査して、工事の開始時期を検討していく。

A．財務課長

- 3 水道用水供給事業会計の消費税率改正による収入の増分約11億8,870万円と支出の増分5億4,470万円の差額約6億4,400万円については税務署に納税した。

病院局関係（10月28日）

Q．秋山委員

- 1 資料4から医師の負担軽減についてお伺いしたい。昨年度、改善又は検討を要する事項であった「医師及び看護師の充足率を高めるなど、職員の負担軽減を図ること」については、平成27年度には医師3名、看護師71名を増員し、定数に対して医師94.3%、看護師98.6%の充足となっている。これはもう一息の努力を願うところである。そこ

で、いわゆる医療クレークと呼ばれる職種の配置がとても大事だと言われている。診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、主治医意見書記載の代行、検査予約等のオーダーリングシステム等への代行入力、電子カルテシステムへの代行入力または各種会議等の資料作成を行う方々である。このような医療クレークについて、4病院における配置状況はどうなっているか。

- 2 昨年度の決算審査では、医師の時間外勤務について、最長が循環器・呼吸器病センターの医師で月平均101時間、年間1,211時間という答弁があった。過労死ライン月80時間を超えている状況であるが、平成26年度は改善されたのか。
- 3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の進捗状況及び周辺自治体住民への説明会の実施予定を伺いたい。

A．経営管理課長

- 1 医療クレークについては、平成22年度に病床当たりの配置数100対1から導入し、以降、順次体制の強化に努めている。現在の配置は、循環器呼吸器病センターが13名、常勤換算10名、がんセンターが21名、常勤換算14名、小児医療センターが12名、常勤換算6名、計46名、常勤換算30名である。精神医療センターは、医療秘書に依頼できる内容も限定されるため、現時点では導入していない。
- 2 平成26年度の最長の時間外勤務時間は、循環器・呼吸器病センターの医師で、月平均105時間、年間で1,261時間であった。

A．循環器・呼吸器病センター病院長

2 当センターにおける医師の時間外勤務の最長は、月平均100時間を超える状況となっている。病院局で医師の定員を増やしていただいたが、大学の医局における人事調整の関係で人の流れもあり、なかなか定数を充足することができない。当センターは、場所的な条件も厳しく、来てくれる医師が見つかりにくい状況である。しかし、病院としても医師確保の努力をしており、今年度のレジナビフェア等で6名ほど希望者があり、病院へ見学に来ていただいた。今後とも、こうした努力を続けて何とか充足を図っていきたい。当センターは救急患者が朝・昼・晩、絶え間なく来院する急性期の病院である。カテーテル室に治療に入るとすぐには出られない。1人で出来る治療ではないので別の医師に対して呼び出しがかかる。このような状況下で、時間外勤務が減らせない。しかしながら、健康管理については、衛生委員会等を通じて衛生管理者にチェックをしてもらうなど十分に配慮している。若さに任せて頑張ってもらっている厳しい状況ではあるが、引き続き、医師を増やす努力をしていきたい。

A．小児医療センター建設政策幹

3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の整備を進めているところであるが、現在公募中で、施設を運営する事業者を選定中である。説明会については、事業者の決定後になるが、平成27年度中の適切な時期に周辺自治体住民への説明会を開催する予定である。

Q．秋山委員

- 1 医療クラークについて平成22年度から順次増やしているとのことだが、配置のある3病院の病院長に率直に伺いたい。3病院の医師の平均の時間外勤務は月37から50時間位だったと思うが、相当な過重労働であると考え。医師には医師にしかできない仕事をしっかりしてもらうことが、医師の健康管理、やりがい、医療の質を高める等の効果があると考え。現状の配置では少ないのではないかと危惧しているが、どのように認識しているか。特に、循環器・呼吸器病センターの医師の時間外勤務の最長が、年間1,000時間を超えている状況が平成25年度、平成26年度も続いているようだが、そういう医師には医療クラークが密着して補助ができていいのか。
- 2 医療クラークは検定を受けている方を配置しているか。

A．循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医療クラークは医師の負担軽減に非常に役に立っており、電子カルテオーダーの代行入力各種診断書の作成、画像の取込み等をしていただいている。医療クラークがいなければ、これらの業務は医師がやらざるを得ない。実感としては、もう少し多くいるとありがたい。当院は結核病院であるので、法令に基づく書類が膨大にある。担当医だけではどうにもならない。また、保険会社に提出する書類等は、遅れるとクレームになりかねないので、早く処理をしなければならない。昔はこのような業務を夜中までかかって医師が処理していたが、今は医療クラークにやっていただき、非常に助かっている。
- 2 当センターの医療クラークは全て検定を受

けている。

A．がんセンター病院長

- 1 当院で雇用している医療クラークは21名で、常勤換算すると14名である。主な仕事は保険関係の書類の記入、がんの登録、手術のデータ登録などで医療クラークがいることでスムーズに行えている。その他内部のデータベースの登録などを頼んでいる診療科もある。書類の作成に当たっては医師が治療に専念できる環境を整えてくれている。他にも人が欲しいところが多くあるため、今まで医療クラークの増員を強く要望はしていないが、アシストしてくれる人材が増えると助かる。
- 2 全員が検定を持っている。

A．小児医療センター病院長

- 1 当院で作成する文書は、他の病院と異なり、生命保険関係書類が少なく、先天性疾患、小児慢性疾患の診断書など特定の書式の診断書が多い。そのため、一旦、書類を作成すると、例年、同じ作業を求められることになる。ただ、電子カルテシステムが導入されてからは作成作業も比較的楽にはなってきた。現在、常勤換算で6人の医療クラークがいるが、今後、30対1を目指し、10人くらいまで増員したいと考えている。先日の視察の折、御覧いただいたように、当院の場合、診療そのものに手間がかかるため、医療クラーク以外にも増員したい職種が多々ある。医師以外の職種も含めて、病院全体の機能向上を視野に入れて検討したい。なお、当院の医師の平均残業時間は38.4時間であり、落ち着いている方ではないかと思われる。

Q．秋山委員

医療クラークについて、今後どこまで増やすという計画はあるのか。先ほど私が紹介した医療クラークの業務内容は、東大阪市の募集の内容である。医療クラークも含めて、やはり人手不足なのではと感じている。病院長の一存で雇えないという状況ならば、医師の要望に応えるべきと考えるが、人員増の計画について伺いたい。

A．経営管理課長

病院局としては、現在、具体的な医療クラークの配置計画はないが、各病院の意向の把握に努めたい。医療クラークだけではなく、他の職種等についても病院の要望を踏まえ総合的に勘案して経営との両立を図りながら対応していきたい。

危機管理防災部関係（11月4日）

Q．秋山委員

- 1 追加要求資料13の35団体の整備状況を見ると、消防ポンプ車は平均で93.6%、救急車は94.8%など車両の整備は進んでいるが、職員の充足率は伊奈町42.5%、八潮市53.3%、行田市54.1%となっており、平均70%程度の職員数となっている。基準では消防ポンプ車には5人が乗ることになっているが、3人から4人で出動することもあるのか。平成26年中に出動した消防ポンプ自動車の乗車人員別の内訳はどうなっているのか。
- 2 #7000とタブレットの効果があつたとのことだが、全体の15%は医療機関決定で

30分以上を要している。長時間を要した事例について、平日昼間と休日・夜間の違いはあるのか。また、受入決定までの所要時間が最長の事例については先ほど説明があったが、照会回数最多の事例はどのようなものか。

3 資料4、行政報告書の100ページ、防災行政無線の管理・運用について、「災害時における通信連絡体制を確実に確保するため、県庁と関係地域機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ地上系防災行政無線（固定局243局、移動局285局）及び衛星系防災行政無線（172局）の管理・運用を行った。」とあるが、平成26年度に住民向けに統一放送を県全域で行ったことはあるのか。私の理解するところでは、1つの自治体ごとに使っているものと承知していたが、いくつかの自治体を超えて同じ放送をすることがあるのか。また、「Jアラート訓練は実施したのか。

4 資料4、行政報告書の101ページ、「震災に強いまちづくりの推進」の中の防災拠点となる公共施設の耐震化率について、平成23年から平成25年へと数値が上がってきているが、平成26年の数値はどうか。また、耐震化率100%の目標年次はどのようになっているか。この数値の対象となる公共施設は何を指しているのか。避難場所に指定されているところか、あるいは自治体の全ての施設であるのか。

A. 消防防災課長

1 実際の乗車人数については消防統計にはない。消防防災課に消防本部から派遣されている職員に確認したところ、5人や4人又は3人で運用する場合はあるが、2人で運用するケースはないとのことである。なお、この充足率はあるべき理想の数字であり、現有車両

に対する充足率では、八潮市が76%、伊奈町は65%となっている。今後、消防庁の統計もこの捉え方になる予定である。県としては、これらの消防本部は消防の広域化を進めることによって消防力を高めていきたいと考えている。

2 救急隊員の業務量増加に伴う過剰な負担を避けるため、継続的に統計は取っていないが、平成19年7月から8月に消防本部の協力で調査をしたことがあり、それによると搬送困難事案がもっとも多かった時間帯は20時から21時59分であった。曜日別では日曜日が一番多い。休日、夜間は専門のドクターがいないので困難事例が発生しやすい。現在も状況は変わらないと考える。

所要時間最長の事例は、47歳男性、蕨市消防本部の管内で平日昼間の事例である。精神疾患があり処置困難と判断した医療機関が多かったと思われる。

3 県と市町村の防災行政無線の使い方は異なっている。県の防災行政無線は、市町村や消防本部等との連絡調整の役割があり、市町村防災無線は市町村の防災情報や行政情報を住民に放送する役割である。県と市町村の防災無線は別々の役割を持っており、総務省からそれぞれ個別に免許を受けている。よって、県の防災行政無線で県民に向けた一斉放送した事例はない。

A. 危機管理課長

3 Jアラートは、弾道ミサイル、緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に住民に伝達するシステムである。平成26年度は3回の訓練を実施した。

4 報告書にある耐震化率については、消防庁が翌年度に集計し例年年度末に公表するもの

で、平成25年度の数値は平成27年2月に公表されたものである。平成26年度の数値については、現在消防庁にて集計中である。目標年次は、現行の5か年計画において、平成27年度に100%としている。本調査において防災拠点として対象としている施設は、庁舎などの災害応急対策拠点、学校や公民館などの避難場所、警察署や消防署などであり、県内6,833棟となっている。

Q・秋山委員

- 1 消防ポンプ自動車の機能をフルに発揮するためには、適切な乗車人員が必要である。1台で1本又は2本の消火栓を使うかによって消火能力に大きな違いがある。3人乗車では1線しか使えないのではないか。実情はどうか。
- 2 広域化はスケールメリットで充足率が高まってしまう。広域化だけが充足率を高める手段とは思えない。他の方策はないのか。
- 3 照会回数34回の方は最後には医療機関に搬送されたのか。
- 4 Jアラートの訓練結果はどうか。不具合等はなかったか。

A・消防防災課長

- 1 消防ポンプ車に3人乗車の場合では、1線となるのが現状である。近隣の消防本部との応援協定で対応していく。
- 2 昨年度から県内の充足率の状況を市町村に示し、定数増を働き掛けている。この結果、消防職員の実数は平成24年4月1日現在の8,184人から平成27年4月1日には8,354人と170人増えた。平成22年から平成26年の間に全国平均は1.5%増だっ

たが、本県は2.2%増えている。市町村の理解により実数を伸ばしている。

- 3 34回目の照会により最終的には医療機関に搬送された。

A・危機管理課長

- 4 3回目の訓練で不具合等のあった17市町村については、再訓練を行った。再訓練では不具合はなかった。したがって、一部の市町村では4回訓練を行ったことになる。

Q・秋山委員

- 1 防災拠点6,833棟の中には、市町村の避難場所を全て含んでいると考えてよいか。
- 2 充足率の向上についてだが、県と消防本部の関係や充足率を上げてほしいと働き掛ける場合の根拠はどうなっているか。

A・危機管理課長

- 1 本調査における防災拠点には、市町村の全避難場所を含んでいる。

A・消防防災課長

- 2 県と消防本部の関係であるが、消防組織法には「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」と定められている。一方、消防組織法には「都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる」ともあり、これに基づき、助言・指導の一環として行わせていただいている。

警察本部関係（11月4日）

Q．秋山委員

- 1 信号機設置要望について、この5年間で警察署から上がった1,008か所に対し設置が496か所である。直近2年では設置率が約4割で、6割については積み残しになっている。多くの自治体から要望が寄せられた中で、警察署で精査をして上げられたものは、少なくとも8割、9割は設置すべきと思うが、予算がないのでできないという以外の見解を伺いたい。
- 2 横断歩道や止まれの標識やラインが消えかかっている問題について、平成26年度には消えかかっている箇所にもどの程度対応できたのか。
- 3 歩車分離式信号機の設置前と設置後の効果はどのように表れているか、今後の設置計画と併せて伺いたい。
- 4 警察署別交番数の推移では、この5年間で蕨署で1減、上尾署で1増、秩父署で1増しており、必ずしも増やさないとはいえない。2署で増やした理由は何か。また、越谷レイクタウンは、ここ数年で県内では最も激変しているが、設置の必要性をどう認識しているか伺いたい。
- 5 DV相談件数がこの5年間で2,553件から4,739件の1.8倍、検挙件数が106件から618件の5.8倍に激増しているが、相談件数が増加した理由、検挙数が大幅に増加した理由について伺いたい。併せて、相談者は、本人、家族、友人等のうち誰が多いのか伺いたい。
- 6 女性警察官の増員計画及び警部以上の幹部登用の目標があるのか伺いたい。
- 7 自転車事故が減少した理由をどのように考えているのか、どのような対策を実施してき

たのか、今後、どのような対策を実施していくのか伺いたい。

- 8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、これまでどのように取り組んできたのか。また、無事故・無違反の方へのゴールド免許は何歳までという決まりはあるのか伺いたい。

A．交通規制課長

- 1 信号機設置以外の方法で安全対策を講じるとともに、それでも安全対策が十分でなく危険性があると認められる交差点については、次年度各警察署から再度要望が出される形になっている。そこで危険度、緊急度、必要度を判断し、緊急性、必要性の高いものについて順次設置していく。なお、平成22年から平成26年までの間、信号機を496基設置しているが、東京、神奈川、千葉を含めて関東管区内では最も多い設置数である。
- 2 横断歩道の補修要望について、平成26年度中に3,488本の要望があり、同年度中に79%の2,769本の補修を完了しており、残りについては平成27年度の予算で対応する。摩耗の著しい横断歩道がないと言えないため、道路管理者や警察署と連携を図り、漏れのない摩耗状況の掌握に努める。
- 3 平成24年度に設置された30の交差点の歩車分離の設置前後1年間の事故統計を取ったところ、18.1%減少し、効果的な対策となっているため、歩車分離式信号機は次年度以降も計画的かつ効率的に設置を進めていく。

A．交通部長

- 1 信号機設置要望において、予算以外にその理由はあるのかとのことだが、大きな理由は

まさにそのとおりである。本県においては既存の信号機が有効に活用されているかどうか、また今現在その信号機が必要なかどうかについての見直しを実施している。設置から数年経ち、今現状においてこの信号機が有効に活用されていない、あるいはそこまで必要性がないといったものについては、随時見直しを行って移設することも念頭に置いている。

- 2 横断歩道の摩耗等によって見えない箇所がある件については、横断歩道のラインを引くためにお金がかかるが、4mのところを3mにし、予算を掛けない中で同じ機能を持たせる方法についての工夫をしている。県警としては、交通安全の環境を作っていかなければならないと理解しており、その中で優先順位を付けさせていただいていることを御理解願いたい。

A . 地域部長

- 4 交番数の増加については、駐在所を交番化したものであり、純増ではない。上尾警察署については、六道駐在所を羽貫駅前交番に、秩父警察署は、野上駐在所・長瀨駐在所・樋口駐在所を統合し、長瀨交番にした。交番設置の基本的な考え方は、警察官数が限られている現状から、地域の治安情勢、人口、面積、近隣の警察施設の設置状況などに加え、地域住民の意見要望等を総合的に勘案し、効果的かつ効果的に警察活動を行えるようバランスよく行うこととしている。越谷レイクタウン地区への交番の設置についても、交番設置の基本的な考え方を踏まえ、今後も総合的に検討し、関係機関とも連携して、適切に対応していく。

A . 子ども女性安全対策課長

- 5 相談件数が増加した理由は、平成23年に長崎県西海市において女性2名が殺害される事件が発生し、さらに平成24年に神奈川県逗子市において女性が殺害される事件が相次いで発生し、「DV・ストーカー事案に対する社会的関心が高まったこと」、「警察の取り組みの強化が広く周知され相談しやすくなったこと」、「平成25年7月にDV防止法等の改正があり、規制対象及び保護対象が拡大されたこと」によるものと考えている。

次に、検挙者数が増加した理由は、相談件数が増えたことと被害届の件数も増えたことにより大幅に増加したものと考えている。また、相談者については、平成26年に受理したDV相談4,739件の全てで被害者から相談を受けている。ただし、一部の相談では、被害者からの相談に先立ち、家族、知人、自治体等からの事前相談や情報提供を受けたものもある。

A . 警務課長

- 6 県警察では、「埼玉県警察女性警察官採用・登用拡大計画」を策定しており、この計画に基づき女性警察官の採用、登用の拡大に努めている。女性警察官の増員計画については、平成25年度からの5年間で400人を採用することとしており、平成30年度において、全警察官の定数の10%を目標に採用の拡大に取り組んでいる。また、幹部登用の目標については、具体的な目標は設定していないが、幹部登用の拡大に努めており、平成26年の春季人事異動では、県警で初めて女性警察官を所属長に登用している。今後も引き続き、女性警察官の採用・登用の拡大に努めていきたい。

A．交通企画課長

7 本年6月に自転車講習制度が始まったこと等の報道により、県民の交通ルールの順守に関する意識が高まったことや、自転車の通行環境が整備されてきたことなどにより、自転車事故が減少したと考えている。実施した対策については、これまで、子どもや、高齢者を対象とした自転車運転免許制度等による交通安全教育、交通違反者の指導警告、検挙活動を推進してきた。今後も、交通安全教育や自転車安全利用五則の普及など、幼少期に安全意識を根付かせる活動、また、主に高齢者を対象に事故時の被害軽減を図るヘルメットの普及活動を進める。

A．運転免許課長

8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策については、「免許取得時、更新時の『質問票』による一定の病気の申告」、「75歳以上の高齢運転者の免許更新の際の認知機能検査」、「医師からの通報」、「各種警察活動における臨時適性検査該当者発見報告」、「警察署の免許窓口・運転適性相談室における各種相談(家族・本人)」により、発見し、運転させないように努めている。なお、ゴールド免許の年齢制限はない。

Q．秋山委員

- 1 警察署からの横断歩道の補修申請を制限しているのではないかと、また、平成26年度に設置した信号60基の中には改良も含まれているのではないかと。
- 2 警察官の増員がなく女性警察官を増やすということは、男性警察官の採用を抑えて女性警察官の比率を上げるという方針なのか。

3 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、今以上の対策について伺う。

A．交通規制課長

1 各警察署に対して、横断歩道の補修申請を制限するような指示は一切していない。また、平成26年度の信号機設置60基は全て新設である。

A．運転免許本部長

3 平成29年には改正道路交通法が施行され、適性検査等について大幅改正がなされる。認知機能検査など認知症発見のための枠が広がり、その結果免許取消しや停止などにつながることもあり、幅広く発見につながるものと思われる。

A．警務課長

2 本県の警察官の業務負担は依然として高いため、警察官の増員については、国に対し引き続き要望していきたいと考えている。併せて、女性警察官の採用拡大にも努めていくこととしているものである。

Q．秋山委員

信号機60基の新設のほかに、移設と改良をした信号機があるということによいか。

A．交通規制課長

新設のほかに、移設又は改良を実施している。

県民生活部関係（11月5日）

Q．秋山委員

- 1 消費者対策の推進について、消費生活相談員は、平成26年度29人で、平成22年度の38人から9人も減っている。そのため、相談員1人当たりの相談件数は年間100件近く増えているが、十分な成果は上がっているのか。
- 2 消費生活相談員の身分はどうなっているか。
- 3 相談件数が、平成22年度や平成23年度と比べ、平成24年度から平成26年度は減少しているが、相談員を減らしたためではないのか。
- 4 弁護士などの消費者苦情処理アドバイザーの助言について、平成26年度に何件であったのか。
- 5 特定商取引法により、行政処分を行った事業者について、その業務停止期間、消費者への補償及び現在の営業状況はどうなっているか。
- 6 特定商取引法及び県条例により、改善指導を行った事業者について、その後の状況を継続的に把握しているのか。改善がされていると判断しているのか。
- 7 縣市町村の公立スポーツ施設数について、平成24年度が2,859で、平成25年度2,839となり、20減少した。平成26年度では2,672になり、前年度に比べ167施設減った。この2年間で187のスポーツ施設が減ったことになる。スポーツの振興を掲げる県として、スポーツ施設数の減少をどのように捉えているのか。また、このうち、増加した施設があるのか。
- 8 わがまち防犯隊の育成・充実では、平成26年度5,860の団体が活動しているが、活動状況をどう把握しているか。

- 9 わがまち防犯隊に対する補助の予算措置はあるか。
- 10 わがまち防犯隊の活動団体数に地域偏在はないか。
- 11 わがまち防犯隊が消滅することなく、世代継承しながら充実させていくためにどのようなことを援助しているのか。
- 12 わがまち防犯隊を今後どこまで増やしていく計画か。
- 13 平成26年度のわがまち防犯隊の顕著な効果は、どのようなものがあるか。

A．消費生活課長

- 1 県の消費生活相談員については、平成22年度当時、38人のうち24人が週3日17時間30分勤務の職員、残りの14人が週4日29時間勤務の職員が混在しており、これを平成25年度までに順次、全員を週4日29時間勤務に切り替えた。この結果、相談員の人数は減ったが、全相談員の相談業務を行う合計時間は反対に増加している。また、平成22年度から土曜日の相談も受け付けているが、勤務する相談員の数は平成22年度当時の2人から順次増員し、平成25年度は5人で相談を受け付けている。このように、相談員の勤務時間の増加などの相談体制の強化を図ってきたので、相談処理が迅速になり、相談者の苦情にもより適切に対応できるようになった。成果はあったものと考えている。
- 2 地方公務員法第3条第3項第3号に規定される非常勤特別職の公務員である。
- 3 市町村の相談体制の充実が大きな要因であると考えている。県は、相談者がより身近な窓口で相談を受けられるようにするため、これまで、財政的な支援も含め、市町村の相談窓口の充実を支援してきた。これにより、平

成21年度以前は相談窓口を持たない市町村があったが、平成22年度に全ての市町村が相談窓口を持つようになり、その後、順次整備が進み、昨年度全ての市町村で週4日以上相談が受け付けられる体制が整った。この結果、過去に50%台だった市町村への相談割合が、平成26年度では67%まで増加した。

- 4 苦情処理アドバイザーの助言回数は、平成24年度は52回、平成25年度は37回、平成26年度は43回である。
- 5 平成26年度に処分した9事業者の業務停止期間は、3か月が3事業者、6か月が4事業者、9か月が2事業者である。消費者に対する補償は、特定商取引法上に規定がないが、処分した事業者はクーリング・オフには対応している。また、消費者から契約解除の要求があれば、可能な限り対応していると聞いている。処分した事業者の現在の状況は、処分後、ほとんどの事業者が廃業している。
- 6 改善指導を行った事業者については、全国の相談情報を集めたデータベースシステムにより継続して監視しておりほとんどの事業者が、センターへの消費相談がなくなったり、激減している。

A．スポーツ振興課長

- 7 県内の市町村のスポーツ施設数は2,000以上であるが、数字の数え方については、例えばテニスコート1面を1施設といったような形でカウントをしている。このため、187の減といっても、その全てが施設丸ごとなくなったというわけではないことを御理解いただきたい。一方で、施設老朽化など様々な要因がある中で減ってきていることは事実である。今後は現存する施設をいかに有効活用して、県民がスポーツに親しめる機会を提

供していくかが重要である。また、増加した施設としては、熊谷市に、旧市立女子高校を改修したスポーツ文化村「くまびあ」が新設されている。その中には人工芝のグラウンドのほか、多目的グラウンド、テニスコート、体育館等のスポーツ施設がある。さらに、深谷市ではプール施設にビーチバレーのコートを設けた。その他、ランニング、ウォーキング又は自転車というような形で、スポーツ施設を使わずに身近な環境を使って行うスポーツも増えているので、スポーツ施設を使うスポーツ、使わないスポーツ両面から振興をしていきたい。

A．防犯・交通安全課長

- 8 わがまち防犯隊の活動状況については、地元警察署において把握しており、全ての団体が活動していると承知している。また、県においても職員を派遣しパトロールへの同行指導を行い、実際の活動の支援をしている。なお、平成26年度は81回実施した。
- 9 予算措置については、防犯パトロールの活動開始時に必要となる帽子や夜光チョッキ等のパトロール用品の整備、また、パトロールに伴う保険等について市町村を通じて補助を行っている。平成26年度は、34市町に約2,000万円の補助を行った。
- 10 地域偏在については、わがまち防犯隊は、県下全体の自治会レベルで約75%で行われており、特に県南部に集中していたり、県北部が活動していないなどの偏在はないと認識している。
- 11 世代継承については、県内63市町村の退職者を対象にわがまち防犯隊への加入の働き掛けを行っている。また、若い世代を取り込むために、県内の大学に働き掛けを行い、今

年6月には、立正大学の学生約25名によるわがまち防犯隊「Ris(りす)のおまわりさん」が結成された。

- 12 今後の団体数の増加については、本年9月末現在、5,863団体で、増加は鈍化傾向にある。本年度から開始した第3期防犯のまちづくり推進計画では、埼玉県内を面として捉えて、防犯活動をしている地域の割合を、平成26年4月の約75%から、平成31年度までに85%に上げることを目標に掲げている。
- 13 わがまち防犯隊の活動による顕著な効果については、具体的な事例は承知していないが、平成26年の刑法犯認知件数は前年に比べ減少しており、特にひったくりや路上強盗、自転車盗等の街頭犯罪が減少している。これは、警察の活動に合わせ、わがまち防犯隊による見せる警戒を行った効果であると認識している。また、積極的な防犯活動を実施している団体には、感謝状を贈呈している。平成26年度は、埼玉県防犯のまちづくり推進会議において97団体、防犯のまちづくり県民大会において地域安全功労団体として45団体に対して贈呈を行った。

Q・秋山委員

- 1 スポーツ施設については、統廃合を含め、新しい施設をどう作っていくかという観点も必要であると思うが、計画はあるか。
- 2 行政処分を受けた悪質業者が再度、別の手口や名称を変えて復活する場合がある。警察の手を借りなければ難しいと思うが、こうした事業者に対して、どのように対応しているのか。
- 3 消費生活相談員に非常勤を充てている理由は何か。

A・スポーツ振興課長

- 1 現在、市町村では、新しい施設を作るよりも、既存の施設の老朽化にいかに対応していくか、高機能化を図るかというような形で整備が進められている状況である。県としては、市町村施設について、国庫補助の関係など、いろいろな相談に乗っていきたい。

A・消費生活課長

- 2 残念ながら、一度処分を行った事業者が名称を変えて、違法な業務を行うことは現実に存在する。県としては、処分を行った事業者の立入検査の際に従業員名簿を入手しており、それをもとに全国の消費生活相談データベースで継続して監視している。実際に昨年度処分した事業者の責任者が、本年8月に処分した事業者の支店長であったという例がある。処分後も引き続き監視の目を強め、例えば業務停止3か月であったのをより長い期間とするというような重い処分を実施していく。また、県警とも情報を共有していく。
- 3 専門的な資格を有する者を、その技能を用いて相談業務を行ってもらうため、任期1年の非常勤としている。

Q・秋山委員

消費生活相談員の持っている資格とは何か。県職員で資格保持者はいないのか。

A・消費生活課長

消費生活相談員は、消費者問題に関する専門知識と相談処理能力が必要で、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を保持する人を採用

している。なお、県職員については資格保持者の調査をしたことがないので分からないが、専門的な知識を必要とするため、限られた数であると思われる。

県土整備部（含 収用委員会）関係（11月5日）

Q．秋山委員

- 1 追加要求資料11の2ページ「直轄事業負担金の推移（河川分）」について伺う。直轄事業費負担金の河川分について、平成26年度85億7千万円とあるが、このうちハツ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業への支出額はどれくらいか。
- 2 都市計画道路保谷朝霞線について、平成26年度までの進捗状況はどうなっているか。
- 3 追加要求資料18「踏切の交差箇所数及び立体交差箇所数と事業の推移」について、踏切除却事業実施箇所のうち、東武伊勢崎線107号踏切及び同124号踏切の除却見通しはどうか。また、平成26年度の執行額及び累積事業費はいくらか。
- 4 追加要求資料22「県発注工事に係る建退共証紙の購入状況等について」について、公共工事の見積りに占める建退共（建設業退職金共済制度）の証紙購入に係る金額はいくらか。また、証紙は1枚いくらか。平成26年度の証紙貼付状況が306,341枚となっているが、これは建設労働者が所有する建退共の台紙に貼付されたものか。

A．参事兼河川砂防課長

- 1 ハツ場ダムの事業費は3億5,033万3,

768円、思川開発は0円である。霞ヶ浦導水事業については、本県は治水の受益地の対象でないことから事業負担はない。

A．道路街路課長

- 2 この道路は昭和43年に都市計画決定されており、事業化に向けて現在の諸基準に合致するよう、都市計画変更の手続きを進めている。現在、道路線形や幅員、主要な構造物の見直しを行っており、特に国道254号との交差部は地形が複雑であることから、現況測量を実施し、詳細な検討を行っている。また、関越自動車道との交差部では、既設構造物への影響について地質調査等の調査及び検討を進めている。
- 3 107号踏切については、現在、県では都市計画道路大場大枝線の道路整備として、当該踏切の隣接箇所で鉄道立体交差工事を推進している。同踏切は、地元自治会や春日部市から存続希望が強いことから鉄道管理者である東武鉄道（株）との調整を進めており、現在のところ、その取扱いはまだ決定されていない。事業費については、平成26年度執行額は約3億8,000万円で、累積事業費は平成17年度から平成26年度までの間で約44億円である。次に、124号踏切については、春日部駅付近連続立体交差事業の計画区間にあるため、同事業により除却する予定である。平成26年度は、これまでの調査や春日部市のまちづくり計画などを踏まえて、春日部市、東武鉄道（株）と課題解決に向けて検討を進めているため、新たな調査等は実施していない。また、累積事業費は、事業に着手した平成13年度から平成26年度までの間の調査費として約6億6,000万円である。

A．建設管理課長

4 公共工事の見積りに占める建退共の証紙購入金額についてであるが、公共工事の積算においては、法定福利費である建退共の証紙購入に要する経費を、現場管理費として一括計上している。受注業者の見積りに占める証紙購入金額は、資料のとおりであり、平成26年度の県発注工事においては、契約金額が992億6,339万8千円、証紙購入金額は1億3,413万9千円となっている。建退共証紙は、1枚310円である。平成26年度の証紙貼付枚数の306,341枚については、建設労働者が所有する建退共の手帳に貼付されたものとして報告された枚数を計上している。

Q．秋山委員

- 1 保谷朝霞線の現在の県と地元自治体及び住民との合意形成状況はどうか。また、今後の説明会開催の見通しはどうか。
- 2 107号踏切については除却しない可能性もあると理解してよいか。また、連続立体交差事業については、2年後の事業認可に向けて都市計画決定を行うと捉えてよいか。
- 3 県では、証紙の貼付枚数は、建設労働者の手帳に貼られているものとして認識しているようだが、実際は貼られているものではない。どのように認識しているのか。全部貼られていることを確認しているのか。

A．道路街路課長

1 平成26年7月開催の地元説明会において、「道路幅員は20mではなく27m必要であり、車線数については4車線で整備する」旨を伝えたところである。また、今後の説明会

開催については、現在、道路線形を検討しており、詳細が決まっていないことから、まだ開催していない。

- 2 107号踏切については、地元等は「存続」を求めており、東武鉄道(株)は「除却」の意向があり、今後、両者の調整を経て決定していく。また、連続立体交差事業については、市の「総合振興計画」において「2年後の事業認可」となっていることから、今後、これを目標に検討を進めてまいりたい。

A．建設管理課長

3 埼玉県土木工事共通仕様書に基づき、県の発注工事を請け負った会社から、証紙の貼付状況を被共済者ごと、月ごとに何枚使用したかを記入してもらい、県に報告してもらっている。県では証紙が手帳に貼られているものとして認識している。

Q．秋山委員

- 1 地元においては、保谷朝霞線の道路幅員27m、4車線拡幅されることについては同意し難い内容と思われるが、道路拡幅に伴う地権者数はどのくらいか。
- 2 建退共の証紙については、そのような報告を受けて、建設労働者の手帳に貼られていると認識していることは理解するが、実際は違う。答弁は不要である。(意見)

A．道路街路課長

1 路線形等は、図上で検討している段階のものである。現地での測量は未実施のため、対象となる地権者数は現在、把握していない。

福祉部関係(11月6日)

Q. 秋山委員

- 1 行政報告書143ページ「(1)埼玉県子育て応援行動計画の推進」について、「埼玉県子育て応援行動計画」では保育所等の受入枠を9万2,328人から今後5年間で11万152人に増やす目標としているが、この目標設定に当たっての根拠を伺う。
- 2 追加要求資料13「待機児童数推移」を見ると、待機児童数は平成26年度当初は905人、平成27年度当初は1,097人となっている。これとは別に、認可保育所や認定こども園に入所できなかった不承諾児童数が、平成25年度には4,103人、平成26年度には4,767人、平成27年度には6,252人に上ると聞いている。待機児童数に表れない不承諾児童が大勢いるのが現状である。今年1月の0歳から5歳までの児童のうち保育所を利用している割合である入所率は26%である。ウーマノミクスの効果もあり、働きたいという母親が増えているため、入所率は高まっていくと思われる。入所率の向上を見込んで入所枠の拡大を考えていかなければ待機児童は解消されないのではないか。目標値が甘いのではないかと考えるが見解を伺う。
- 3 厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、平成26年度の保育士の給与は埼玉県が20万9,900円であるのに対し、東京都は24万200円となっており、東京都に隣接する自治体では保育士の確保が困難になっている。「埼玉県子育て応援行動計画」を推進するためには保育士の確保が課題であるが、保育士の給与引き上げが必要ではないかと考えるが現状をどう認識しているのか。
- 4 埼玉県高齢者支援計画では、特別養護老人

ホームの入所定員を平成31年度までに10,390人増やして39,799人としている。ところが、特別養護老人ホームの入所希望者は平成26年度で14,947人おり、計画を達成しても現在の待機者も入所できないことになる。高齢者人口は更に増える。この計画では間に合わないのではないかと。目標値を実態に合わせて引き上げる必要があるという認識はあるのか伺う。

- 5 行政報告書154ページの「(8)介護人材確保対策の推進」について、介護職員処遇改善加算は平成24年度に設けられ、月額1万5,000円相当の加算が受けられるようになった。平成27年度からは更に月額1万2,000円相当が上乗せされ、合計で月額2万7,000円相当の加算が受けられるようになった。加算を受けている事業所は平成26年度では82.5%となっているが、なぜ残りの約2割は加算を受けていないのか。
- 6 介護職員処遇改善加算の対象は介護職員に限られており、ケアマネジャー、看護師、調理師などは対象外であるため、事業者は大変苦勞している。介護職員以外の職員にも加算が適用されるようにしてほしいとの要望が事業者から県に届いているのか。また、介護職員処遇改善加算は、加算を受けると利用者の自己負担に跳ね返るといった問題もあるが、県はどのように認識しているか。
- 7 平成27年度に介護報酬が2.27%に引下げられたことによる事業所へのダメージを、県としてはどのように認識しているか。

A. 少子政策課長

- 1 保育所等受入枠の目標値は、各市町村が定めた受入人数の目標値を合計したものである。市町村は、平成25年度に住民の就労希望や

保育の希望などに関する調査を実施し、調査結果に潜在的な意向も加味して保育のニーズを推計し、受入人数の目標値を定めたものである。

- 2 市町村のニーズ調査をもとに県の目標値を定め、平成31年度までに受入枠の確保を進めていくこととしているが、今後、保育所の申込状況が大きく変化する場合などには、市町村と連携して、県の計画の見直しを考えていく必要があると考えている。
- 3 給与の改善は、保育士の人材確保のために重要な取り組みであると考えているが、県単独で給与の改善を行うことは、財源の問題もあるため難しい。費用対効果を検証し、実施できるかどうかを研究していく。給与改善以外にも、県内で働く保育士が増えるように、地元就職を希望する方を対象としたPRなどを実施し、人材確保に努めていく。

A．高齢者福祉課長

- 4 計画の目標数と待機者数の数だけ見ると、追いつかないように見えるかもしれないが、特別養護老人ホームの整備は平成15年度末以降、増加数、増加率とも埼玉県が1都3県では1番であり、市町村とも連携しながら対応してきている。施設サービスは介護保険制度の運営に大きな負担になるものである。特別養護老人ホームだけを増やすのではなく、在宅でのサービスが受けられる体制、そして最後のセーフティネットである特別養護老人ホームを含めた地域包括ケアシステムを整える必要がある。次期の高齢者支援計画では、入所希望者数を踏まえ市町村と連携しながら目標を設定する。
- 5 介護職員処遇改善加算の取得率は、平成26年度が82.5%、平成27年度の9月時

点が86.1%となっている。介護職員処遇改善加算は毎年度改善の計画書を提出することが条件である。このため、年度途中にオープンした事業所では、様子を見てから申請しようというところもあり、なかなか90%を超えるような取得率にならない。加算を受けていない事業所の中には、元々賃金を高く設定しているところもある。また、委員御指摘のとおり、利用者の負担に影響があることから、加算を取得しないところもある。

- 6 加算の対象を介護職員だけでなく他の職種にも広げてほしいという声は、事業者団体を通じて県にも届いている。県では、加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するように、国に要望している。また、介護報酬の中で賃金を引き上げれば、介護保険財政や利用者負担への影響があるので、平成27年度からは介護報酬とは別枠で措置するように国に要望している。

- 7 介護報酬引き下げのダメージについては、今月に調査を行うよう準備しているところである。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を予定している。職員の賃金の状況も含めて詳しく調査する予定である。

Q．秋山委員

現在の県の保育所入所率は26%であるが、今後加速度的に入所率が高まっていくことが考えられる。平成25年度の調査に基づいて受入人数の目標値を定めたとのことだが、市町村計画の積み上げでなく、現在の保育所入所率26%がどのくらい上昇するかを県が独自に予測して、目標値を定めることはないのか。

A．少子政策課長

市町村における保育ニーズの状況を踏まえ、県として見積もることが可能か、今後検討していきたい。

教育局関係（11月6日）

Q．秋山委員

- 1 臨時的任用教員について、本会議の一般質問に、県は多くの教員の新規採用に努め、定数内臨時的任用教員の比率は減少傾向にあると答弁していた。しかし、追加要求資料15の平成22年度と平成26年度の臨時的任用教員の比率を比べると、小学校では1.7%、特別支援学校では0.9%増えている。中学校、高等学校の臨任率はやや下がっているが、全体では平成22年度と比べて平成26年度はやや増えているのが実態である。臨時的任用教員を減らすという答弁を踏まえて努力していく必要があると思うが、平成26年度の新規教員の採用予定者数は何人で、平成25年度と比べてどのくらい増えたのか。また、教員の採用枠の拡大について、どう取り組むのか。
- 2 市町村ごとの臨任率だが、平成26年度、戸田市では小学校16.8%、中学校19.0%となるなど、県の臨任率を大きく上回っている自治体もあると聞いている。臨任率の高い自治体の現状や自治体間でのアンバランスについて、県の認識と今後の対策について伺う。
- 3 追加要求資料の43、学校管理費について、学校管理費の予算は年々徐々に増えてきているが、県立学校や特別支援学校の教職員からは「基本的に光熱水費と学校行事等に関わる

教員の旅費で使い切り、備品購入もままならない」などの声を伺うことが多くなっている。近年の電気料金、水道料金などの値上げ、消費税増税、物価上昇などを考えると、現場は深刻なのではないかと思う。実態をよく把握して不自由をきたさないように、平成26年度にはどのように対処してきたのか。

- 4 追加要求資料26、県立高校の団体費について、県立高校の保護者はPTAや後援会の会費として年間平均26,000円あまりを負担している。資料では、平成26年度26,121円となっている。ある高校では、PTA会計から行事費の約100万円が文化祭や体育祭に支出され、ある工業高校では、後援会会計から実習用消耗品・教科用備品に561万円が支出されていると聞いている。本来、教育予算で措置すべきものが、実際はPTA会計や後援会会計から補填され、実質的には保護者負担となっている。平成26年度決算を見ると、保護者負担の軽減のためにも、学校運営に必要な予算を確保することが必要であると思うが、どのように学校現場を把握しているのか。
- 5 先日、当委員会で埼玉県立近代美術館を視察した際、平成27年度の美術品購入予算が330万円と聞いた。しかし、この5年間は予算額2,000円とほとんどないに等しい。近代美術館の展示品購入費の過去最高額はいくらか。より魅力ある施設にするために、展示品購入費をどのように評価し、位置付けていくのか。

A．教職員採用課長

- 1 平成26年度の新規採用教員の採用予定者数とその増減を、志願区分別に申し上げる。小学校は840人で前年度と比べて増減なし、

中学校は520人で増減なし、高等学校は450人で増減なしである。特別支援学校については高等学校に含めて試験を実施している。養護教員は25人で5人増、栄養教員は5人で5人増、合計1,840人で、10人増である。

A. 小中学校人事課長

1 臨任率が高いことについては、課題として捉えている。これまで、退職者数に見合う数を採用すると、将来、現在と同じように大量退職が発生する可能性があること、年齢構成の不均衡を加速させてしまう懸念があることから、長期的な展望に立った教員採用を進めてきたところである。

今後については、児童生徒数の推移をしっかり見極めるとともに、退職者数、再任用見込みの数等を考慮して、臨任率の減少に向けて、採用数の拡大を含めた見直しを検討してまいりたい。

2 臨時的任用教員の多い主な要因である、児童の転出入の多い地域においては、学級数の確定が困難であり、直前まで教職員の定数が定まらず、臨時的任用教員で対応せざるを得ない状況であった。一方で、児童生徒数が減少している地域、将来学校の統廃合を予定している地域においては、教員が定数を超える状況に備えて、臨時的任用教員の割合が高くなっているところもある。

また、退職者については、原則として新採用教員と再任用教員で補充するが、地域によっては教員数が不足し、臨時的任用教員を充てることとなったことも考えられる。県教育委員会としても、臨時的任用教員の割合の高さや、市町村間でアンバランスな状況にあることは、課題として重く受け止めている。

今後、市町村の臨時的任用教員の割合について、各教育事務所を通じて市町村に数値を伝え、解消に取り組むよう指示をしたところである。

臨任率の減少に向け、中長期的な視点に立った計画的な採用、再任用教員の活用などにより、正規採用の教員を確保し、減少に努めていきたい。

A. 財務課長

3 学校管理費については、財政状況が厳しい中で予算の確保に努めている。しかしここ数年ほぼ横ばいという状況であり、各学校で様々な工夫や努力を重ねていることは認識している。管理費予算は、県の予算編成方針上、毎年5%のシーリングがかかる中、平成27年度予算についても、なんとか横ばいの予算を確保している。全庁的にも財政状況が厳しく、国に対し国庫補助金や地方財政負担軽減の更なる充実を機会があるたびに要望している状況である。

また、執行においては、スケールメリットを生かすように、財務課にて複数の学校に共通する備品等の購入を一括で行い、予算の節減に努めている。このような節減により、生み出された予算があれば、年度途中でも学校に実情を聞き、予算を再配分するなどして、できるだけ多くの学校の要望に応えられるよう努めている。引き続き、様々な工夫を行い、予算の確保に努めていきたい。

4 県立高校の団体費についてであるが、保護者の熱意により、施設整備、備品整備の一部が、保護者の御負担により行われている事実がある。しかし、県立学校の運営に係る施設整備や備品の整備については、基本的に県費により賄うべきものである。保護者負担の軽

減に努めるよう県立学校を通じて教職員並びに団体会計の長に対して周知やお願いをしている。さらに、毎年、学校を通じて、団体費の活用の将来計画を作成し提出を求めて計画的に運用していただいた結果、団体費における保護者負担の額は平成18年度と比較し、8.7%、3,250円の減少と、今のところ削減傾向となっている。引き続き、将来計画を作成していただくことを通じ、保護者負担の軽減に努めていきたい。

A．生涯学習文化財課長

5 美術品購入費の過去最高額は、開館10周年の平成4年度、7億2,001万円である。

近代美術館では、本県にゆかりのある優れた作家の作品、本県の美術界に影響を与えた国内外の作家の作品、本県美術文化の振興に寄与する作品を対象とする収集方針の下に美術作品を購入している。魅力ある展示を行うためには、美術作品の購入は大変重要であると認識しており、厳しい財政状況の中、引き続き予算の獲得に向けて頑張っていきたい。

なお、新たな美術作品の購入以外にも、収蔵する美術作品の最大限の活用や他の美術館から目玉となる美術作品の借用、複数の施設が共同で行う巡回展の方法など、近代美術館の職員は魅力ある展示の実現に向けて工夫を行っている。

Q．秋山委員

2,000円の予算が5年間続いているという状態では、答弁していることとやっていることがあまりにも違いすぎるのではないかと。やっとな今年度に330万円ついたようだが、これでよいのか。

A．生涯学習文化財課長

様々な教育課題が山積する中、厳しい財政状況を鑑みて、予算要求を断念せざるを得ない状況があった。しかし、直近の平成21年度の購入以降5年以上にわたり新たな美術作品の購入を行わないことは、近代美術館における体系的な資料収集の観点から望ましい状況ではなかったため、平成27年度予算で約330万円の購入費を要求して確保した。引き続き、予算の獲得に努めていきたい。

秋山委員

330万円でも少ない。けたが違うとの認識が委員の間にもある。努力をしてほしい。

(要望)

産業労働部(含 労働委員会)関係

(11月17日)

Q．秋山委員

- 1 中小企業の支援について伺う。5か年計画における「県の支援による創業件数」について、年208件のペースで創業しているが、創業したという事実確認は何によって判断しているのか。
- 2 県内企業の平成26年度の倒産件数は379件、5年間の平均では503件であるが、平成24年から平成26年までの県内企業数の動向をどのように分析しているのか。
- 3 新規融資開始件数と融資額は共に大きく減少している。平成22年度から平成26年度までの間、県の融資について、申込件数と実行件数はどう推移しているか。
- 4 なぜ、融資が実行されなくなっているのか。

- どう分析しているか。
- 5 平成22年度から平成26年度までの間、融資残高はどう推移しているか。
 - 6 同機関における融資焦げ付き件数、金額の推移はどうなっているか。
 - 7 融資利率の0.3%引き下げによる利子の軽減額はどのくらいになるか。
 - 8 融資利率の引き下げは返済終了まで継続されるのか。
 - 9 融資利率の引き下げ分は金融機関が負担するのか、県が負担するのか。
 - 10 貸金業者の指導及び監督について他の都道府県に登録している貸金業者に対しては、どのように検査・指導、苦情・相談しているのか。営業所が県内にある場合は検査・指導しているのか。
 - 11 貸金業の登録業者数が平成26年度末で34業者とあるが、これは同年度に新規に登録された数か。その場合、これまで県に登録された業者の累計はいくつか。
 - 12 貸金業者の廃業をどのように確認しているか。
 - 13 大規模小売店舗立地法の適正な運用について伺う。大規模小売店舗立地審議会では、従来の既存商店への影響を含む審議を行ってきたのか。どういう立場でやってきたのか
 - 14 商店街の振興支援事業では、平成26年度は支援実績が1件のみであるがなぜか。また、県内小売業商店数の推移について、商店街の店舗数が激減している一方で、大型店の店舗面積が小売業全体の店舗面積に占める割合は増加している。商店街の振興が功を奏していないと思われるが、どう分析しているのか。
 - 15 雇用情勢に対応した就業支援について伺う。ヤングキャリアセンターの就職確認者数2,202人のうち、正規雇用者数、非正規雇用者数の内訳はどうなっているのか。
 - 16 県立高等技術専門校の若者向け職業訓練を171人が修了して全員就職し、35歳までの30人も訓練校と企業での就業実習を通して就職したが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているのか。また、こうした大変優れた取組が少人数にとどまっているのはなぜか。
 - 17 女性の就業支援では2,260人が託児サービス付き職業訓練で71.3%の方が就職につながったが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているか。
 - 18 障害者の就業支援について伺う。平成26年度の民間企業の障害者雇用について、雇用義務企業数は何社か。また、法定雇用率達成企業数と未達成企業数はどうだったのか。
 - 19 障害者雇用納付金制度については、平成26年度はどのように配分・交付されたか。
- A. 参事兼産業支援課長
- 1 産業振興公社内の「創業ベンチャー支援センター」の支援による創業件数をカウントしている。センター職員や創業アドバイザーが相談後約3か月から4か月後に創業の熟度を見ながら相談者に対して電話等で、開業届や法人設立届等の有無を確認して創業の実態をつかんでいる。
- A. 産業労働政策課長
- 2 平成26年度の倒産件数379件は、平成3年度の398件以来23年ぶりに400件を下回る水準となった。県内企業数は、経済センサスの直近の調査確定値である平成24年データと前回調査の平成21年データを比較すると、平成21年の18万6,582社から平成24年の17万4,816社へと、

1万1,766社、率にして6.3%減少した。全国では減少率8.1%であり、全国より減少率は低くなっている。

A. 金融課長

3 融資申込件数は、平成22年度が2万988件、平成23年度が1万8,972件、平成24年度が1万6,418件、平成25年度が1万6,287件、平成26年度が1万6,197件となっている。融資実行件数は、平成22年度が1万7,378件、平成23年度が1万6,015件、平成24年度が1万4,849件、平成25年度が1万4,947件、平成26年度が1万4,753件となっている。

4 リーマンショック後に資金繰りに苦しむ中小企業の助けとなるよう、時限的に「セーフティ緊急融資」や「緊急借換資金」といった新たな制度を導入したため、平成21年度が融資実行のピークとなった。その後は、資金需要が一巡したこと、金融機関が条件変更に対応するケースが増えたこと、また、ここ数年は民間金融機関の貸出し意欲が旺盛でプロパー融資による貸出しを積極的に行っていることなどから、減少傾向となっているものと考えられる。なお、融資枠については、平成26年度、平成27年度とも3,600億円と十分な額を確保している。

5 制度融資の残高は、平成22年度が約7,809億円、平成23年度が約7,339億円、平成24年度が約6,510億円、平成25年度が約5,779億円、平成26年度が約5,130億円となっている。

6 融資焦げ付き件数については、制度融資の県信用保証協会による代位弁済の件数とすれば、平成22年度が2,212件で約205

億円、平成23年度が2,026件で約196億円、平成24年度が1,939件で約192億円、平成25年度が1,634件で約159億円、平成26年度が1,321件で約119億円となっている。

7 最も一般的な事業資金・一般貸付で、1,000万円の融資を7年間で返済するケースをシミュレーションすると、1.9%から1.6%に引き下げたことにより、総額で10万6,000円の利子の負担軽減となる。

8 県制度融資は融資実行時の固定金利が適用されるため、返済終了まで継続される。

9 金融機関の収益の減少になるという意味では、金融機関の負担である。

10 2つ以上の都道府県に営業所を有する貸金業者は国の管轄となり、本店の所在する財務局が検査・指導を行うことになる。これら業者に関する苦情・相談についても、監督権限を有する財務局を紹介することになる。

11 登録業者数34業者は、平成26年度末現在に埼玉県知事登録のある貸金業者の総数である。平成26年度に新規登録された貸金業者は3業者である。また、これまでに県に登録された貸金業者の累計は3,350業者である。

12 貸金業を廃業した場合、30日以内に届け出ることが義務付けられている。平成26年度は3業者が廃業した。

A. 商業・サービス産業支援課長

13 執行機関の付属機関である大規模小売店舗立地審議会やその下部に位置する市内連絡会議は、大規模小売店舗立地法の、周辺地域の生活環境を保ちつつ大型店の適正な立地を図る、という趣旨に沿って開催している。

14 商店街の振興支援事業についてであるが、平成26年度に国の創設した補助制度が県の制度よりも事業者の負担が少なく済むものであった。このため、県としても国の補助制度の活用を勧めたことが理由である。また、店舗数については、平成26年度の店舗数は速報値であり、約1万社の未整理分が計上されていない。確報値は12月下旬に出る予定である。県としては、やる気のある商店街への支援を必要と考え、黒おび商店街を中心に商業振興を行っている。今後もやる気の高い商店街を中心とした支援を行い、商業振興を進めていきたい。

A．就業支援課長

15 就職確認者数2,202人のうち正規雇用者数は1,391人である。

18 対象企業数は2,737社で、法定雇用率達成企業数は1,195社、未達成企業数は1,542社である。

19 障害者雇用納付金制度は国の制度で、事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部が行っており、納付金の配分・交付については把握していない。障害者雇用納付金制度の仕組みは、未達成企業から不足1人につき月額5万円を徴収し、障害者を法定雇用率以上に雇用している事業主へ企業規模に応じて1人当たり月額2万7,000円ないし2万1,000円を給付するものである。

A．産業人材育成課長

16 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了し就職した170人のうち、正規雇用は169名、非正規雇用は1名、デュアルシステム

訓練で就職した30人のうち正規雇用は29名、非正規雇用は1名であった。デュアルシステム訓練が少人数である理由は、機械科の定員に関しては訓練機械の数に限りがあるためである。また、機械科以外にデュアルを広げること難しい。例えば、空調システムはメンテナンス業務が中心であり、ユーザーの都合に合わせて勤務が不規則になりがちで実習になじみにくい。また、情報処理も機密情報や個人情報を実習生に扱わせることに企業は抵抗を感じる。こうしたことから、デュアルシステム訓練は相性のよい機械科のみで実施している。

17 女性の職業訓練後の就職状況について、託児サービス付の委託訓練のみを抽出したデータはないが、民間委託訓練を経て就職した女性は2,615人おり、うち正規雇用は41%、非正規雇用は59%である。

Q．秋山委員

1 民間金融機関の直接融資より制度融資の方が有利ではないのか。また、融資審査会には金融機関が入っていて、安全な企業にしか融資していないのではないのか。

2 貸金業者数34業者は平成26年度における県への登録数であり、累積数は3,350業者との答弁があったが、数字の意味について再度説明をお願いしたい。

3 廃業した貸金業者の把握について漏れはないのか。

4 商店街の店舗数について、未整理分は件数が分からないのか。比較できないデータを資料に掲載することはおかしいのではないのか。

5 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了した者は正規雇用につながっている。この取組は是非拡大していただきたい。(意見)

- 6 障害者の法定雇用率の未達成企業への指導などはどのように行っているか。
- 7 小規模企業への雇用促進を図るため、どのような支援を行っているか。

A．金融課長

- 1 現在、「埼玉金利」といわれるように民間金融機関の間での金利競争が激化しており、比較的风险の少ない企業に対しては、制度融資より有利な利率のプロパー融資で顧客確保が行われている。ただ、全ての企業が受けられるわけではなく、融資が受けづらい企業の最後の砦として、制度融資の意義は変わらずにあると考えている。また、現在、融資審査会はなく、個々の融資案件について金融機関と信用保証協会が審査している。
- 2 貸金業者の登録は毎年度更新するものではない。平成26年度末現在登録を受けていた業者が34業者である。そのうち3業者が平成26年度中に新規登録した。累積数というのは、すでに廃業した者も含む県にこれまで登録した全ての業者数のことである。
- 3 毎年、全事業者に立入検査を行っているので、把握が漏れることはない。

A．商業・サービス産業支援課長

- 4 報値である平成21年度と平成24年度のデータを資料に載せる方が適当だったかもしれないが、少しでも直近の数値と考えて使用してしまった。今後、12月に発表される確報値をフォローしていく。

A．就業支援課長

- 6 未達成企業に対してはハローワークが達成

指導を行っており、併せて県の設置した障害者雇用サポートセンターが企業を訪問し、障害者の仕事の切り出しなど雇用アドバイスを行っている。

- 7 小規模企業に対しても、障害者雇用サポートセンターが企業の状況に即した支援を丁寧に行っている。また、ハローワークには障害者雇用を行う企業への助成制度があるので、その活用を含めてアドバイスを行っている。

農林部関係（11月17日）

Q．秋山委員

- 1 平成26年の埼玉県の農業生産額及び林業生産額はどのくらいで、前年度と比較するとどうか。また、国内に占める割合及び順位はどうなっているか。
- 2 行政報告書225ページの農業経営法人化推進事業で、平成26年度は722法人で前年度から78法人増加しているが、組織する農家戸数と人員はどうなっているか。また、追加資料14では、基幹的農業従事者が平成14年度では6万9,720人、平成22年度には5万8,681人とあるが、平成26年度ではどうなっているか。一方で、平成26年度の新規就農者は284人だが、どう分析しているのか。また、抜本的対策の柱は何であると分析しているか。
- 3 行政報告書225ページの2月の大雪被害については、平成26年度末時点で撤去が100%、再建が72.2%とあるが、その後の進捗状況はどうか。農林部の努力はどのような成果となって表れているか。また、追加資料40を見ると、被害が最も大きかった深谷市で再建完了率は94.1%、2番目の本

庄市では89.2%だが、まだ再建が完了していない理由と市町村への支払状況にタイムラグがある理由は何か。

- 4 行政報告書227ページで平成26年度において新たに農業に参入した企業は3法人とあるが、これまでの累計はいくつか。また、全ての法人が活動しているのか。

A．農業政策課長

- 1 農業産出額の発表は例年12月中旬のため、平成26年の農業産出額は不明である。平成25年の農業産出額は2,012億円であり前年と同額である。国内に占める割合は2.4%であり、全国順位は18位となっている。

A．森づくり課長

- 1 平成26年の林業産出額はまだ公表されていない。平成25年の林業産出額は20億2,000万円であり、平成24年と大きな変化はない。国内に占める割合は0.5%であり、全国順位は38位となっている。

A．農業支援課長

- 2 農業法人を構成する農家戸数は約1,900戸である。また、農業法人の常時従事者の平均は15.4人であることから、約1万1,000人と推計される。基幹的農業従事者の数値は平成22年の農業センサスが最新であり、平成26年度決算時の数値はない。基幹的農業従事者の減少の要因は高齢化による農家全体の減少が大きい。抜本的対策の柱は、主業農家の規模拡大及び経営力の高い新規就農者を確保することと考えている。農業産出額の約7割を主業農家が担っており、主業農

家数を維持するために年間280人の新規就農者の育成が必要であるため、今後も質の高い新規就農者の育成に努めていく。

- 3 大雪被害からの再建については、平成27年11月4日現在の完了率は96.6%であり、事業を実施した56市町村のうち48市町村において、全ての農業者の再建が完了している。

農林部の努力の成果としては、国に対し農業被害対策について要望し、農業用ハウスの撤去・再建・修繕へ助成が認められ、県議会においても補正予算を認めていただいたところである。また、補助事業の円滑な執行を図るため、市町村開催の説明会等に、延べ717人の県職員を派遣した。

さらに、ハウスの撤去・再建のスピードアップのため、県内外の施工業者と現場とのマッチングを行った。その結果、平成27年度中には、全ての農業用施設の再建完了を見込んでいる。

- 4 平成27年3月時点で、95地区、88企業が農業に参入し、3企業については不採算などを理由に撤退している。

Q．秋山委員

大雪被害で廃業した農家はあったのか。

A．農業支援課長

規模の縮小や、ハウス栽培から露地栽培への転換、収入を得るために他産業へ一時的に従事した農家はあったが、廃業した農家は確認していない。

保健医療部関係（11月19日）

Q．秋山委員

- 1 乳幼児の医療費助成は県が就学前までとしているが、市町村が単独で年齢拡大を行っている。平成26年度決算では県は26億3,420万8千円の補助を行ったが、補助率はおおよそ2分の1であった。平成26年度に県内市町村が子ども医療費助成制度で実際に支給した額の何%にあたるのか。また、県内全市町村が中学校卒業まで助成している都道府県はいくつあるのか。
- 2 重度医療について、県は平成27年1月から重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象外とした。これにより対象から外れた人数は、平成26年度には何人であったか。県補助額ではおおよそいくらと分析しているか。また、通年ではどうか。
- 3 平成25年度に発足した埼玉県総合医局機構について、医師不足病院への医師の派遣の実績、若手医師のキャリア形成支援、女性医師の支援、高校生の志養成事業の実績はどうか。
- 4 平成26年度の地域枠医学生奨学金貸与者48人の在籍学校はどこか。卒業後県内指定医療機関に勤務すれば、返済は不要になるのか。また、指定医療機関とは何を指すか。
さらに、奨学金の月額と6年間の総額はいくらか。
- 5 県外医学生奨学金貸与者が41人いるが、奨学金の内容はどのようなものか。
- 6 臨床研修医と後期研修医の研修資金について、県内に定着すると貸与された研修資金の返還は不要になるのか。研修資金の月額や年額はいくらか。
- 7 平成26年度に順天堂大学附属病院の誘致が決まったことはよいことだと思うが、医学

部設置に関する成果と到達点を知りたい。

- 8 埼玉県総合医局機構のトップは誰が務めているのか。同機構は常設で恒常的に活動・機能するものなのか。
- 9 平成26年4月1日から県内全ての救急車などにタブレット端末283台を整備して、救急医療機関の受入可否情報をリアルタイムで確認することができるようになったが、どのような成果があったのか。

A．国保医療課長

- 1 県が把握している市町村の助成額は県補助対象分のみであり、それぞれの市町村における事業費の実績は把握していない。また、各都道府県の補助対象は調査しているので把握しているが、全国の市町村の助成対象年齢までは把握していない。
- 2 65歳以上で新規に手帳を取得したため、重度医療の対象外となった方は平成26年度では517人で、補助額への影響は約2,500万円と推計している。また通年分については、平成27年度予算においては、マイナス2億8,000万円と試算している。

A．医療整備課長

- 3 総合医局機構を通じた医師派遣については、平成26年度は50人の医師派遣を行った。次に、若手医師のキャリア形成支援については、県の奨学金貸与者が卒業後県内病院でキャリア形成を行うことができるプログラムを作成した。女性医師支援については、17件の相談を受け、2人の医師が復職した。また、当直免除など短時間勤務を希望する女性医師の代替医師の雇用支援を行い、12人の女性医師が雇用継続となった。次に、高校生

の志養成事業については、138人の高校生が参加した。

- 4 地域枠医学生については、全員が埼玉医科大学の学生である。卒業後9年間、指定医療機関に勤務すれば、全額返還不要となる。奨学金は月額20万円で、6年間の総額は1,440万円である。なお、指定医療機関とは、小児科、産科、救急科、県北など医師不足地域の公的医療機関である。
- 5 県外医学生奨学金については、月額20万円の奨学金のほかに、入学金として100万円を上限に貸与している。
- 6 臨床研修医は月額10万円、後期研修医は月額20万円の資金貸与となっている。県内の産科、小児科、救命救急センターで勤務すれば、返還不要となる。
- 8 埼玉県総合医局機構のトップは金井忠男県医師会長である。医師確保・派遣委員会など3つの委員会などで構成され、県、県医師会、大学、病院長などによって構成され、一元的に医師確保を推進している。
- 9 タブレットを導入した平成26年度と導入前の平成25年度を比較すると、重症患者のうち、受入要請回数が4回以上となった事案が16%減少した。そのため、効果は現れていると考えている。

A．保健医療政策課長

- 7 医学部設置の認可権限は国にあることから、国に対して、医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じるよう、働き掛けを行っているが、国は新設を認めない方針を堅持している。県としては、国の方針が出るのをただ待つわけにいかないの、県内医師の確保に有効な手段として、医師確保及び育成に資する病院、具体的には医師を自

ら養成するとともに、供給をコントロールできる大学附属病院の整備が有効ではないかとの考えから、平成26年度において、医学系大学院設置に関して国内でも特色のある大学院の状況と大学病院及び医学系大学院の整備に伴う経済効果を調査し、一般病院よりも大学附属病院及び大学院を誘致した方が、経済波及効果が高いという結果を得た。

Q．秋山委員

- 1 乳幼児医療費助成の埼玉県の補助対象は就学前だが、市町村が努力して平成27年度には全市町村が中学校卒業までとしており、そうした意味では高い水準にあると言える。
これは私の個人的意見だが、県も対象年齢を引き上げるべきだと思う。(要望)
- 2 重度医療について、平成27年1月から3月までに除外された方は517人ということだが、通年では4倍にすればいいのか。
- 3 地域枠医学生奨学金について、指定医療機関で勤務しない場合、奨学金の返還は一括で行うのか。また、返還利息は徴することになるのか。
- 4 私の地元の春日部市の医療機関からは、受入可否情報を全て登録すると実際の受け入れが大変になるので、リアルタイムに情報を出さないことがあると聞いている。実際、救急医療情報システムの受入可否情報はどの程度リアルタイムに提供されているのか。

A．国保医療課長

- 2 平成27年度予算においては約6,300人が除外されると試算している。

A．医療整備課長

- 3 貸与期間の1.5倍、例えば医学生に6年間貸与した場合、9年間指定医療機関に勤務した場合には返還免除となる。これが果たせない場合、奨学金は一括して返還していただく。現時点では返還利息は徴していない。
- 4 医療機関は1日2回応需情報を入力しており、加えて、救急隊が搬送事案ごとに受入れや受入不可などの情報を逐次入力している。かなりリアルタイムに近い状況であると考えている。

Q．秋山委員

- 1 6,300人という人数は実人数か。
- 2 奨学金の一括返還を求めることは厳しすぎるのではないか。

A．国保医療課長

- 1 実人数を想定している。

A．医療整備課長

- 2 この奨学金制度は条件を明示した上で応募を受け付けているが、大変多くの応募をいただいている。卒業後、必ず県内医療機関で勤務していただきたいとの強い期待の意味を込めて、一括返還としている。

環境部関係（11月19日）

Q．秋山委員

- 1 「廃棄物処理対策の推進」について、指標「一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量」の平成26年度の数値を伺う。また、既に目標は達成しているが、新たな目標数値を定めるのか。
- 2 行政報告書128ページ「一般廃棄物対策」の「一般廃棄物処理実績の推移」を見ると平成23年度以降、数値が横ばいとなっているが、引き下げのための取組を伺う。
- 3 指標「産業廃棄物の最終処分率」の最終処分率について、算出方法と平成26年度の実績値を伺う。また、「福島第一原子力発電所事故に係る放射能の影響」で、汚泥の最終処分量が増加したとの記述があるが、平成26年度の状況を伺う。
- 4 「環境保全対策の推進」について、中川、綾瀬川の「全国水質ワースト5河川」からの脱却を目標としているが、達成の見通しはどうか。また、脱却に向けてどのような対策を行っているのか。
- 5 「石綿対策の推進」について伺う。アスベストが建材として用いられた建物が更新時期に当たる。大気汚染防止法に基づく解体工事の全数立入を行い、3件の行政措置を行ったとあるが、この内容と効果を伺う。また、県と市町村との役割分担はどうなっているのか。
- 6 「石綿廃棄物対策の推進」について、家屋解体現場等への立入件数が905件となっているが、その内容と効果を伺う。また、市町村との役割分担を伺う。
- 7 追加要求資料23「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」について、監視指導件数が減少している理由を伺う。また、不法投棄をはじめ

とする不適正処理事案について、指導や改善の状況を伺う。

- 8 「緑のトラスト運動の推進等」について、平成26年度までにさいたま緑のトラスト基金に寄附をした人数、企業数とその総額を伺う。第13号地「無線山・KDDIの森」で取得した面積4.8ヘクタールのうち、約78%は企業からの寄贈であるが、その経緯について伺う。また、候補地・取得地の選定はどのような基準に基づいて行われているのか。
- 9 追加要求資料30「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田基地周辺の騒音調査結果」について、平成26年度は12地点ある測定地点のうち8地点から7地点に適合地点が減少しているが、測定地点及び周辺の住宅防音工事は完了しているのか。また、騒音発生者に対し、どのように改善を求めたのか。

A．資源循環推進課長

- 1 平成26年度の実績は現在集計中である。新たな目標数値については、現在、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定中であり、現状のデータや国の動向などを踏まえ、同計画において設定したい。
- 2 ごみを出さないライフスタイルの呼び掛け、分別を徹底し再資源化を促進するなど、最終処分量を縮減する取り組みを推進していく。
- 3 最終処分率は、産業廃棄物の「排出量」を分母、「最終処分量」を分子として計算するものである。なお、平成26年度の数値は現在集計中である。また、汚泥の最終処分量についても平成26年度の実績は集計中であるが、増加した汚泥は浄水場から発生している。再生利用が進んでいない県内の浄水場に対して

は、県から汚泥の再生利用の再開を働き掛けている。その結果、再生利用を再開したところもあり、最終処分率の数値は改善していく見込みである。

A．水環境課長

- 4 平成25年度は綾瀬川、中川がワースト1、2位であったが、平成26年度は水質が改善したことにより、ワースト1位を脱却した。また、ワースト5河川の水質の差が狭まっている。また、下水道の普及、合併処理浄化槽への転換、台所対策及び中川水循環センター処理水の水質改善等について取り組んでいる。
- 9 住宅の防音工事は国直轄事業であり防衛省北関東防衛局が行っていることから、県として進捗状況を把握していない。騒音発生者に対しては、県及び14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や14都道県で作る渉外関係主要都道県知事連絡協議会において、早朝、夜間の飛行禁止や防音工事の促進を要望している。

A．大気環境課長

- 5 立入検査では、飛散防止対策がとられているかを事前に確認している。全数に立入指導を行うことにより、石綿の飛散による健康被害の未然防止につながると考えている。また、市町村との役割分担であるが、法令又は県からの権限移譲により、仕事を切り分けており、さいたま市など9市は、市の事務として立入検査などの指導を行っている。

A．産業廃棄物指導課長

- 6 建設リサイクル法の届出事務を所掌してい

る建築安全センター、特定行政庁等から情報を入手し、立入検査を行っている。個人住宅や倉庫など建築物の解体工事を対象に、分別解体と再資源化、廃棄物処理法の基準の順守等を指導している。廃棄物の排出先を確認して不適正処理の未然防止が図られる効果がある。また、石綿に関しては、石綿含有廃棄物の有無や、解体方法・処分先等を確認している。市町村とは、合同での立入等を通じて情報共有を図っている。

7 監視から立入指導に重点を移したことが件数減少の原因である。例えば、排出事業者の立入検査では、契約書及びマニフェスト等を確認するなど時間を掛けて実施している。

不適正な処理が疑われる処理事業者に対しても時間を掛けてチェックを行っている。

不適正処理事案への対応について、廃棄物の保管量や保管場所など軽易な場合は、口頭指導及び指導票による是正指導を行っている。重大な違反事実である場合は、文書指導や状況により行政処分を行う。不法投棄についてであるが、行為者が判明した場合は、行為者に撤去させている。行為者が不明な場合は、土地管理者に撤去を依頼している。一般廃棄物に関しては市町村に対応を依頼している。

A . みどり自然課長

8 「さいたま緑のトラスト基金」は昭和60年に設置された。平成26年度までに、個人からの募金は25,527件、約3億4,800万円、企業からは12,592件、約12億2,600万円、合計すると約15億7,400万円の寄附があった。第13号地「無線山・KDDIの森」取得の経緯は、春には地元で桜まつりが開かれるなど大変親しまれていることから、伊奈町がKDDIに対し取

得を打診し、町と県でトラスト保全地として取得した。KDDIから、県と町が財政上負担可能な範囲で土地を購入してもらいたいとの打診があり、購入した土地を除く約8割の取得地はKDDIから寄贈されたものである。また、トラスト保全地の選定に当たっては、市町村が取得費の3分の1を負担することになるため、まず、市町村から候補地を挙げてもらう。選定基準は、優れた自然環境や歴史的環境を有していること、保全の緊急性が高いこと、保全に対する地権者等の協力が得られることなどである。

Q . 秋山委員

- 1 産業廃棄物の最終処分率であるが、算出時の分子部分「最終処分量」とはどのようなものか。また、放射性物質を含む汚泥を再利用することに問題はないのか。
- 2 下水処理施設の水質改善を図るとのことだが、高度処理等の導入にはコストがかかると思うがどうか。
- 3 不法投棄対策について、監視パトロール体制はどうなっているのか。
- 4 基地周辺の騒音対策について、国の事務ではあるが、県民が置かれている状況を把握していないのは遺憾である。県としての考えを伺う。

A . 資源循環推進課長

- 1 再資源化されたものなどを除き、最後に埋め立てられる量が分子の「最終処分量」である。リサイクル等を推進することにより、最終処分率が下がる。なお、汚泥は、通常の処分ができるものを再生利用しており、影響はないと考えている。

A．水環境課長

- 2 ハード面での変更は行わず、段階的高度処理として運転状況を工夫することにより、窒素、リンに加えBOD等の削減による水質改善を見込んでいる。
- 4 国に情報提供を働き掛けていきたい。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 不法投棄110番を設置し、24時間体制で通報を受け付けているほか、各環境管理事務所及び本庁でも、年間683件の通報を受けた。また、市町村からも情報提供を受け連携して対応しており、夜間や休日は、民間委託でパトロールを行っている。

Q．秋山委員

産業廃棄物の最終処分率について、詳しく説明願う。

A．資源循環推進課長

分母である「排出量」が、中間処理により減少し、更にリサイクルされる部分を除き、最後に埋め立てられる量が「最終処分量」となる。